

別海町議会会議録

第1号（平成23年3月9日）

○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		町長行政報告及び提出議案の概要説明
日程第 6	議案第11号	平成22年度別海町一般会計補正予算（第6号）
日程第 7	議案第12号	平成22年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 8	議案第13号	平成22年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 9	議案第14号	平成22年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
日程第10	議案第15号	平成22年度別海町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第11	議案第16号	平成22年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第12	議案第17号	平成22年度町立別海病院事業会計補正予算（第4号）
日程第13	議案第18号	平成22年度別海町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第14	議案第 3号	平成23年度別海町一般会計予算
日程第15	議案第 4号	平成23年度別海町国民健康保険特別会計予算
日程第16	議案第 5号	平成23年度別海町下水道事業特別会計予算
日程第17	議案第 6号	平成23年度別海町介護サービス事業特別会計予算
日程第18	議案第 7号	平成23年度別海町介護保険特別会計予算
日程第19	議案第 8号	平成23年度別海町後期高齢者医療特別会計予算
日程第20	議案第 9号	平成23年度町立別海病院事業会計予算
日程第21	議案第10号	平成23年度別海町水道事業会計予算
日程第22	議案第19号	別海町自治基本条例の制定について
日程第23	議案第20号	別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第21号	別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第22号	別海町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第23号	別海町長期継続契約を締結することができる契約を定める

		条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 7	議案第 2 4 号	別海町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 8	議案第 2 5 号	別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 9	議案第 2 6 号	別海町漁業集落排水事業償還基金条例を廃止する条例の制定について
日程第 3 0	議案第 2 7 号	別海町生活改善センター条例を廃止する条例の制定について
日程第 3 1	議案第 2 8 号	町有財産の無償譲渡について
日程第 3 2	議案第 2 9 号	町道の路線認定及び廃止について
日程第 3 3	議案第 3 0 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第 3 4	議案第 3 1 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		町長行政報告及び提出議案の概要説明
日程第 6	議案第 1 1 号	平成 2 2 年度別海町一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 7	議案第 1 2 号	平成 2 2 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 8	議案第 1 3 号	平成 2 2 年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 9	議案第 1 4 号	平成 2 2 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 1 0	議案第 1 5 号	平成 2 2 年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 1	議案第 1 6 号	平成 2 2 年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 2	議案第 1 7 号	平成 2 2 年度町立別海病院事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 1 3	議案第 1 8 号	平成 2 2 年度別海町水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 4	議案第 3 号	平成 2 3 年度別海町一般会計予算
日程第 1 5	議案第 4 号	平成 2 3 年度別海町国民健康保険特別会計予算
日程第 1 6	議案第 5 号	平成 2 3 年度別海町下水道事業特別会計予算
日程第 1 7	議案第 6 号	平成 2 3 年度別海町介護サービス事業特別会計予算
日程第 1 8	議案第 7 号	平成 2 3 年度別海町介護保険特別会計予算
日程第 1 9	議案第 8 号	平成 2 3 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 2 0	議案第 9 号	平成 2 3 年度町立別海病院事業会計予算
日程第 2 1	議案第 1 0 号	平成 2 3 年度別海町水道事業会計予算
日程第 2 2	議案第 1 9 号	別海町自治基本条例の制定について

- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 別海町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 別海町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 別海町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 別海町漁業集落排水事業償還基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 別海町生活改善センター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 町有財産の無償譲渡について
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 町道の路線認定及び廃止について
- 日程第 3 3 議案第 3 0 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 日程第 3 4 議案第 3 1 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について

○出席議員（18名）

1 番	西 原 浩	2 番	沓 澤 昌 廣
3 番	福 原 春 夫	4 番	安 部 政 博
5 番	瀧 川 榮 子	6 番	山 田 信
7 番	丹 羽 勝 夫	8 番	松 原 政 勝
9 番	戸 田 博 義	1 0 番	戸 田 憲 悦
1 1 番	中 村 忠 士	1 2 番	佐 藤 初 雄
1 3 番	池 田 幸 雄	1 4 番	安 田 輝 男
1 5 番	山 崎 賢 一	1 6 番	佐々木 春 男
副議長 1 7 番	横 堀 昭 康	議 長 1 8 番	渡 邊 政 吉

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	水 沼 猛	副 町 長	磯 田 俊 夫
教 育 長	山 口 長 伸	代表監査委員	鈴 木 英 世
監 査 委 員	下川原 洋	教 育 委 員 長	今 西 和 雄
農業委員会会長	松 田 寅 義	総 務 部 長	小 守 正
福 祉 部 長	田 村 秀 男	産 業 振 興 部 長	飯 島 孝 二
建 設 水 道 部 長	田 中 忠 敏	教 育 部 長	根 本 幸 三

監査委員事務局長 半 田 雅 代
 病院事務長 真 籠 毅
 総務部次長 有 田 博 喜
 福祉部次長 守 川 昇
 産業振興部次長 土 井 一 典
 総務課長 宮 部 正 好
 総務課参事 佐 藤 則 夫
 税務課長 干 場 俊 昭
 福祉部付課長 松 壽 和 広
 福祉課参事 清 水 純 夫
 母子健康センター長 笠 原 悦 雄
 デイサービスセンター施設長 中 澤 信 明
 農政課長 山 崎 茂
 水産みどり課長 藤 原 繁 光
 管理課長 木 村 功 男
 事業課技術長
 (病院建設準備室長) 山 岸 英 一
 出納室長 相 山 一 晴
 学務課長 佐 藤 英 敏
 生涯学習課長 下 地 哲

農委事務局長 森 本 哲 男
 会計管理者 上 月 昭 彦
 福祉部次長 笠 原 悦 雄
 福祉部次長 松 本 光 永
 建設水道部次長 大 島 登
 総合政策課長 有 田 博 喜
 財政課長 竹 中 仁
 福祉課長 松 本 光 永
 町民課長 斎 藤 英 彦
 保健課長 佐 藤 秀 明
 特老施設長 村 井 勉
 老健事務長 清 尾 昌 弘
 環境特別推進室長 佐 藤 康 男
 商工観光課長 岡 田 一 芳
 事業課長 天 田 豊
 上下水道課長 永 野 寛 昭
 病院事務課長 佐 藤 一 彦
 学務課参事 今 井 道 春
 図書館長 中 川 浩

○議会事務局出席職員

事務局長 佐 藤 次 春

主 幹 山 田 一 志

○会議録署名議員

9 番 戸 田 博 義
 11 番 中 村 忠 士

10 番 戸 田 憲 悦

◎表彰状の伝達

○事務局長（佐藤次春君） おはようございます。

会議に入ります前に、表彰状の伝達を行います。

このたび、長年にわたり地方自治に貢献された功績によりまして、3名の議員が全国町村議会議長会から自治功労者表彰を受賞されました。

受賞者は、横堀昭康副議長、山崎賢一議員、安田輝男議員の3名であります。

議長から、表彰状の伝達を行いますので、前のほうへお出で願います。

横堀昭康副議長、山崎賢一議員、安田輝男議員。

（表彰状の伝達）

○事務局長（佐藤次春君） 以上で、自治功労者表彰状の伝達を終わります。

◎議長あいさつ

○議長（渡邊政吉君） おはようございます。

平成23年第1回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

なお、ただいま長年にわたり地方自治に貢献された功績により、3名の議員に全国町村議会議長会からの自治功労者表彰状を伝達させていただきました。

このたびの受賞に際しましては、深甚なる敬意を表しますとともに、心からお祝いを申し上げる次第でございます。

また、この機会にこれまで御苦勞をともにされました御家族の皆様にも感謝を申し上げる次第でございます。

表彰されました3名の議員におかれましては、過去を振り返り、いろいろなことを思い出し感無量なものがあろうかと存じますが、どうぞ今後とも御自愛の上、町政発展のためになお一層御活躍されますようお願いを申し上げる次第でございます。

さて、地方分権の推進や少子高齢化の進展、また、国の制度改正などの変革により、地方行政を取り巻く情勢が大きく変化している中で、迎える平成23年度も大変、難しい行財政運営となることが予想され、克服すべき多くの課題を抱えております。

また、国の予算関連法案の先行きも全く不透明な状況で、政治の混乱による閉塞感が全国に広がっておりますが、このような中にありまして、町民の付託を受け、町政に携わっている私どもは議会の権能を十分に発揮するとともに、自己の責務を深く肝に銘じ、誠心誠意を持って事に当たり、職務に邁進しなければなりません。

本定例会は改選期の骨格とはいえ、平成23年度の当初予算を初め、町づくりに関する新たな条例等について慎重に審議をしなければならない重要な議会であり、また、私たちの任期の最後を飾る意義深い議会でもございます。

議会といたしましては、町民の福祉増進の見地から十分に審議を尽くし、町民の要望を諸施策に反映すべく最大限努力いたしたいと存じます。

したがって、会期も長い日程を予定しておりますが、議員各位の綿密周到な御審議により、適正にして妥当な議決に至りますよう念願するものでございます。

最後になりますが、早春とはいえ、まだまだ寒さも残っております。議員各位におかれましては、くれぐれも御自愛の上、審議に御精励くださいますようお願いを申し上げ、開会のあいさつにかえさせていただきます。

ありがとうございました。

◎開会宣告

○議長（渡邊政吉君） 会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので、申し上げておきます。

ただいまから、平成23年第1回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は、18名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において指名をいたします。

9番戸田博義議員、10番戸田憲悦議員、11番中村忠士議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 議会運営委員長から、委員会の協議概要について報告がございました。

なお、本件は報告のみであります。

それでは、議会運営委員長。

○議会運営委員長（佐々木春男君） それでは、議会運営委員会の報告をいたしたいと思っております。

2月9日、2月25日、3月3日の3回にわたって開催いたしました議会運営委員会で、本定例会に係る運営について協議をいたしましたので、その内容について御報告を申し上げます。

本定例会に町長から提出されております案件は、全部で29件であります。

提出されました議案は、平成23年度各会計予算8件、平成22年度各会計補正予算8件、条例の制定が1件、条例の一部改正が6件、条例の廃止が2件、組合の規約の変更が2件、町有財産の無償譲渡が1件、町道の認定廃止1件であります。

これら提出案件のうち、議案第3号から議案第10号までの平成23年度各会計予算8件と、議案第19号別海町自治基本条例の制定についてを除く20件については、委員会に付託せずに本会議において、質疑、討論、採決すべきものと決定をいたしました。

委員会に付託する、平成23年度各会計予算については、全議員で構成する平成23年度別海町各会計予算審査特別委員会を設置して審査すべきものと決定をいたしました。委員長には池田議員、副委員長には松原議員を候補者として選任をいたしました。正副委員長の互選については、議長指名で行いますので御了承をお願いいたします。

また、別海町自治基本条例の制定についても、全議員で構成する別海町自治基本条例審査特別委員会を設置して、審査すべきものと決定をいたしました。

委員長には、戸田憲悦議員、副委員長には安部議員を候補者として選任をいたしております。

ます。なお、正副委員長の互選については、議長指名で行いますので、御了承をお願いいたします。

次に、会期及び議事日程であります。

本定例会の会期は、3月9日から3月17日までの9日間で、1日目には、町長提出議案の内容説明、質疑を行い、先議の申し出がありました議案第11号から議案第18号までの、平成22年度各会計補正予算8件については、討論・採決をいたします。2日目には一般質問を行うことといたしました。予算審査の中で、一般質問と同様の質疑も予想されることから、予算審議の前の10日に行うことといたしております。

なお、3月11日から16日までの6日間は休会とし、11日は各常任委員会、14日は自治基本条例審査特別委員会を行い、予算審査特別委員会は15日と16日の2日間で行います。

また、最終日の17日は、町長提出議案の討論、採決、委員会付託議案の採決を行い、その後、議員及び委員会提出案件等の内容説明、質疑、討論、採決を行うことと決定をいたしました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、佐藤議員、中村議員、瀧川議員、丹羽議員の4名であります。質問の順番は、会議規則等運用規程に基づき、通告順に行うことといたしました。

次に、請願、陳情等についてであります。

受理いたしました要請、陳情等は、お手元に配付したとおりであります。提出された要請書等の写しは議員控え室で閲覧できますので、賛同される議員は、議員発議により提出をお願いいたします。

次に、議員、委員会提出案件であります。

現在、受理している議員提出案件は2件であります。

1件目は、別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、佐々木議員から。2件目は、新たな高齢者医療制度に関する意見書を松原議員からの提出であります。

また、委員会提出案件は1件が予定されております。

地域医療存続のための医師確保に関する意見書、安部文教厚生常任委員長から。最終日に提案されることになっております。

なお、本定例会におきましても、各常任委員会開催のため、休会日を1日設けております。議案審査や討議の時間を十分、確保できるよう配慮したものですので、委員長初め、議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

また、いわゆる反問権についてですが、既に御承知のとおり、委員会条例及び会議規則を改正し、町長等に付与しております。反問制度は、議員の質問に対して論点、争点を明確にするためのものであり、質問回答事項を十分精査し、より質の高い議論を展開することが期待されているものであります。

このことにつきましても、町長初め、執行機関及び議員各位には趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

以上、議会運営委員会で協議いたしました内容についての報告といたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（渡邊政吉君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会の会期は、本日から3月17日までの9日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 御異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月17日までの9日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長(渡邊政吉君) 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第5 町長行政報告及び提出議案の概要説明

○議長(渡邊政吉君) 日程第5 町長から行政報告及び提出案件の概要について説明があります。

町長。

○町長(水沼 猛君) おはようございます。

平成23年第1回の別海町議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

月日のたつのは早いものでございまして、本日、3月定例会を迎えたところでもございます。ここ数日、例年になく暖かい日が続いておりますが、議員各位におかれましては、年度末を控え、御多忙の中、御出席を賜りました。厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会は本日から17日までの会期でございまして、平成23年度の各会計予算案を初め、自治基本条例等、重要諸案件の御審議をお願いすることになります。

平成23年度の一般会計予算につきましては、来月の町長町議選挙を控え、義務的経費や施設管理費等の経常経費を中心に、いわゆる骨格予算として編成しております。新規事業、政策的判断を必要とする経費等につきましては、今後、補正予算により対応していくこととしておりますが、中山間事業の予算計上もありまして、平成22年度当初と比較して1.9%の増となったところでございます。

しかしながら、この中山間事業を除きますと、実質4.6%のマイナス予算であり、国の予算と同様、今後とも厳しい財政状況となることが予想されますが、町民の皆様方のニーズをしっかりと受けとめ、満足度を高めていけるよう努めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様の一層の御支援と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、平成22年度の補正予算案につきましては、年度末を控え残された短い期間での予算執行となりますので、ぜひ先議を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、行政報告並びに提出案件の概要説明を申し上げます。

まず、産業の動向について御報告を申し上げます。

酪農畜産の情勢につきましては、平成22年の町内の生乳生産は、前年対比99.2%の47万8,000トン、生産額では前年対比96%の400億3,000万円と前年実績を下回っております。乳量が前年を下回っている要因につきましては、昨年の天候不順により基礎飼料の調整が悪かったことが一因と考えられます。

また、夏の猛暑の影響によりまして、乳牛のダメージが大きく、8月以降は前年割の状況が続き、特に10月以降は前年対比98%を割るなど、大幅に乳量が減少している状況

であります。

乳牛の受胎率も秋以降、低下傾向にあることから、来年度の生産量への影響が心配されるところであります。

昨年4月、国内の酪農畜産業界を震撼させた口蹄疫については、10月6日に国際獣疫事務局へ清浄国の申請をし、本年2月5日に清浄国ステータスの認定を受け一安心しているところでございますが、近隣国には依然として口蹄疫の発生を繰り返す国もございます。

特に、隣の韓国においては、昨年11月26日に再発生してから、冬期間の防疫の不備もあり、300万頭以上の家畜が殺傷処分対象となるなど、感染が拡大していることから、各空港での水際での防疫対策が重要なことはもちろんのこと、畜産関係者みずから農場への侵入防止対策の徹底をお願いをいたしているところでございます。

T P P、環太平洋連携協定に関しましては、政府は本年6月をめどに交渉に参加するかどうかについて判断を下す予定でございます。本町といたしましても、交渉参加については断固反対であることに変わりはありません。

去る1月18日に行われました、農林水産省の「食と農林漁業の再生推進本部」との意見交換におきましても、大きな影響が及ぶ地方と丁寧な議論をし、拙速な判断は避けるべきと訴えてまいったところでございます。今後におきましても、機会あるごとに訴えてまいる所存でございます。

世界各国の各地の異常気象により、干ばつや大雨、洪水等による穀物の収量減により、穀物価格が2年ぶり高水準にまで高騰しております。また、中東情勢の不安により原油価格も高騰していることから、配合飼料及び生産資材等の価格が上昇することが予想され、今後の酪農経営は非常に厳しくなるものと予想されます。

次に、水産業についてでございますが、昨年の秋サケ定置網漁は過去25年を見ましても、最悪でございまして、最低の水揚げとなり、漁家経営は大変厳しい状況であります。両漁協において、漁業経営の早期安定と健全化を図るため、資金の融通に対し利子補給補助、漁業支援等緊急対策特別支援、これの強い要望があり、本定例会に予算計上いたしましたところでございます。

また、もう一つの主要魚種であります冬季のホタテ漁については、昨年の12月1日から始まり、流氷の漂着も重なり、現段階では計画水量を若干下回っておりますが、高値に支えられた漁獲高でありますので、今後の価格動向と漁獲数量に注視してまいりたいと思っております。

次に、高病原性鳥インフルエンザについてでございますが、隣町の浜中町で1月19日に回収したオオハクチョウの死亡個体から強毒性の高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されましたが、本町では現段階において環境省の野付湾のふん便調査の結果などで、ウイルスの保有確認もなく、また道、町なども情報収集に当たっておりますが、野鳥の異常死なども確認されておられません。

今後、渡り鳥の北上シーズンを迎えることや、野付湾、風蓮湖などの解氷が進むに連れ、多くの野鳥が飛来することから、関係機関が連携し早期発見による感染の拡散防止のため、監視の強化を図ってまいります。

次に、観光についてでございますが、観光の状況につきましては、本年2月末現在の本町の観光入り込み数は、夏までは好天に恵まれたイベントがあったものの、口蹄疫などの影響などの影響や秋以降のイベント時の天候不良から、前年比4.4%減の24万4,80

0人にとどまっております。野付半島についても、前年比4.0%減の13万2,300人となっております。

このような状況の中、2月13日、第43回白鳥まつりを開催してきたところでございますが、折からの低気圧の影響を受け、前日から吹雪きに見舞われまして、開催が危ぶまれるあいにくの天候にもかかわらず、町内外から熱心な来場者がありまして、大変うれしく思っているところでございます。

当町の観光客の入り込みは依然として減少しておりますが、今後とも通過型観光から、体験や研修、修学旅行などの着地型観光を促進し、観光客などの入り込み数の増加に取り組んでいくことが必要であると考えております。

次に、商工業についてでございますが、国内では一部、景気回復傾向があるものの、中東原油情勢が不透明な状況から、町内の経営環境は今後も予断を許さない厳しい状況が続くものと承知をしております。

そのような状況下、町といたしましては、地域経済の活性化を図ることを目的に商工会等の協力のもとに、町内の中小企業を対象とした地域貢献事業、また、新しく起業する事業などに対し、積極的に支援しているところであり、今後も各団体等が取り組んでいる元気な地域づくり商店街づくり活動にも、地域活性化の観点から大きな期待をいたしているところでございます。

以上で、行政報告を終わります。

次に、提出案件の概要を説明申し上げます。

このたび、提出させていただきました案件については全部で29件でございます。

議案第3号から議案第10号までの8件につきましては、平成23年度の各会計の当初予算でございます。一般会計では、144億1,300万円で、企業会計を含めた予算総額は232億7,705万円となっております。なお、老人保健特別会計につきましては、平成22年度をもって廃止となります。

議案第11号から議案第18号の8件につきましては、老人保健特別会計を除く、平成22年度の各会計補正予算でございます。

このたびの補正につきましては、事業の精査や執行残の減額等を行うのが主なものでございます。補正後の予算額は、一般会計予算において155億4,400万円、企業会計を含めた予算総額は補正前と比較して2億8,238万円減の242億3,654万円となっております。

議案第19号は、別海町自治基本条例の制定でございます。この条例につきましては、私が平成22年度の行政執行方針に掲げました自治基本条例でございますが、先般、みんなでつくる自治基本条例検討委員会からの提言書の提出を受け、庁舎内での協議、検討を行い、議案として提出させていただくことといたしました。この自治基本条例は、別海町の町づくりに関する基本理念及び基本原則を定め、協働の町づくりを推進し、町民、議会及び行政の役割及び責務を明らかにし、町民主体による町づくりを実現することを目的としております。

また、条例制定後は、別海町の町づくりに関する最高規範と位置づけ、ほかの条例などの制定及び改廃並びに町づくりに関する計画の策定に当たっては、この条例に定める事項を尊重することといたしたいとするものでございます。

議案第20号の別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきましては、月の途中で就任、または離任した場合に1月分を支給しております、議員

報酬の額を日割り支給に改めるほか、あわせて文言の整理を行うものであります。

議案第 21 号の別海町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、平成 23 年 4 月 1 日の施行の給与法の改正により、月 60 時間を超える時間外勤務の積算及び平成 23 年度以降に支給する期末手当、勤勉手当の支給率を改正し、43 歳までの職員の給与について調整昇給を行うものであります。

議案第 22 号の別海町職員の定年等に関する条例の一部改正につきましては、医療業務に従事する医師の定年を現行の 60 歳から 65 歳に延長するため改正を行うものであります。

また、議案第 23 号別海町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正につきましては、長期継続の対象となる契約を明確にし、機械警備業務の契約期間については 8 年以内とするものであります。

議案第 24 号の別海町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正ですが、別海町議会議員の報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部改正に伴い、費用弁償の支給について改正するものでございます。

議案第 25 号は、別海町母子健康センター設置条例の一部改正でございますが、従来から行ってきました乳房マッサージ指導に、新たにベビーマッサージ指導を加え、使用料の改正を行うものであります。

議案第 26 号は、別海町漁業集落排水事業償還基金条例の廃止でございます。平成 22 年度末で基金残高がなくなることに伴い、本条例を廃止するものでございます。

議案第 27 号と議案第 28 号につきましては、現在、別海漁業協同組合が指定管理者となっております、本別海生活改善センターについて、さらなる効率的な活用を図るため、本施設の設置条例を廃止し、別海漁業協同組合へ無償譲渡いたしたいとするものでございます。

議案第 29 号につきましては、町道路線認定及び廃止についてでございます。このたび、1 路線の変更と、新たな 12 路線の認定、また 1 路線について廃止をいたしたいとするものでございます。

最後になりますが、議案第 30 号と議案第 31 号につきましては、町が加入している組合からそれぞれの組合における構成団体の加入による規約の変更について協議を求められたことから、議会の議決を求めるものでございます。

以上、全部で 29 件の議案を提出させていただきました。本定例会におきまして、御審議をいただき、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、議案の概要説明といたします。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊政吉君）　ここで、お諮りいたします。

提出されております、日程第 6　議案第 11 号から、日程第 13　議案第 18 号までの 8 件と、日程第 23　議案第 20 号から、日程第 34　議案第 31 号までの 12 件、合わせて 20 件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定に基づき、委員会の付託は省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君）　御異議なしと認めます。

したがって、日程第 6　議案第 11 号から、日程第 13　議案第 18 号までの 8 件及び

日程第23 議案第20号から、日程第34 議案第31号までの12件、合わせて20件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第11号

○議長（渡邊政吉君） 日程第6 議案第11号平成22年度別海町一般会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（竹中 仁君） 議案第11号の内容説明を申し上げます。

別冊の別海町一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成22年度別海町一般会計補正予算（第6号）。

平成22年度別海町一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,800万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億5,440万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の補正。

繰越明許費の追加・変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加・変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の補正。

地方債の変更・廃止は、「第4表 地方債補正」による。

次に、2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。補正額の欄で申し上げます。

まず、歳入です。

1 款町税、1 項、2 項と5 項で5,330万円の増。

2 款地方譲与税、2 項で700万円の減。

3 款利子割交付金、1 項で200万円の減。

4 款配当割交付金、1 項で65万円の減。

8 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 項で2万6,000円の増。

9 款地方特例交付金、1 項で2,016万1,000円の増。

10 款地方交付税、1 項で1,094万1,000円の増。

11 款交通安全対策特別交付金、1 項で109万6,000円の減。

12 款分担金及び負担金、1 項と2 項で1,431万3,000円の減。

13 款使用料及び手数料、1 項から3 項で226万6,000円の減。

14 款国庫支出金、1 項から3 項で1,680万円の減。

15 款道支出金、1 項から3 項で2,377万9,000円の減。

16 款財産収入、1 項と2 項で393万2,000円の増。

17 款寄附金、1 項で184万8,000円の増。

18 款繰入金、1 項で42万4,000円の減。

20 款諸収入、4 項と5 項で2,588万円の減。

21款町債、1項で6,400万円の減。

歳入合計で6,800万円を減額し、補正後歳入予算の総額を155億5,440万円とするものです。

次に4ページをお開き願います。

歳出です。

1款議会費、1項で86万1,000円の減。

2款総務費、1項、2項と4項、5項で1億8,419万2,000円の増。

3款民生費、1項と2項で6,166万5,000円の減。

4款衛生費、1項と2項で4,914万5,000円の減。

5款労働費、1項で56万6,000円の減。

6款農林水産業費、1項から4項で5,272万3,000円の減。

7款商工費、1項で164万円の減。

8款土木費、1項から5項で4,794万円の減。

10款教育費、1項から6項で2,053万4,000円の減。

12款公債費、1項で1,529万円の減。

13款給与費、1項で182万8,000円の減。

歳出合計で6,800万円を減額し、歳出予算の総額を155億5,440万円とするものです。

次に、6ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費補正は、追加と変更です。

まず追加で、最初の5件はいずれも6款農林水産業費、1項農業費で、道営基幹農道整備事業、美原東地区、金額は1,450万3,000円。次の、道営一般農道整備事業、栄進地区が2,925万円、同じく緑進地区が1,575万円、道営基幹農道整備事業、北大成地区が270万円、道営農道保全対策事業、中島2期地区が2,002万5,000円で、これらは国の緊急総合経済対策により、道営農道整備事業にかかわる事業費が増額されましたが、いずれも年度内の事業完了が困難なものでございます。

最後の8款土木費、2項道路橋梁費、防衛施設周辺障害防止対策事業は、金額が2,000万円で、これも年度内事業完了が困難なことから、翌年度へ繰り越して執行できるよう予算で定めるものでございます。

変更につきましては、平成23年第1回臨時議会で議決をいただきました、地域活性化住民生活に光りをそそぐ交付金事業、幼児、児童、生徒用図書購入事業ですが、交付金の二次配分により追加があったため、補正前の金額1,300万円を1,350万円に変更したいというものでございます。

次に、7ページ、第3表、債務負担行為ですが、同じく追加と変更です。

まず、農業経営基盤強化資金利子補給補助金、これはスーパーL資金の平成21年12月1日から、平成22年11月31日までの貸し付け承認分について、町が最大0.16%の利子補給を予定するもので、期間は平成23年度から平成46年度まで、限度額は6,266万5,000円です。

次に、漁業支援等緊急対策利子補給事業補助金で、秋サケ不漁に対応した資金貸し付けにつきまして2%を上限に町が利子補給を行うものです。期間は、平成23年度から平成37年度まで、限度額は5,522万4,000円です。

中小企業振興資金利子補給補助金は、平成22年度融資分につきまして、別海町中小企

業融資条例に基づき利子補給をするもので、期間は平成23年度から平成37年度まで、限度額は1,296万7,000円です。

次に、変更で、畜産経営維持緊急支援資金利子補給補助金、期間に変更はございませんが、本年2月貸し付け分対象利子476万4,000円を増額し、変更後の限度額を3,717万4,000円とするものです。

次の2件は、畜産担い手育成総合整備事業で草地整備面積の増等により、期間、限度額を変更するもので、美豊地区は補正後の期間を平成20年度から平成23年度までとし、2,700万円を増額し、限度額を4億9,100万円に、中新地区につきましては限度額を1,300万円増額し、変更後の限度額を6億5,300万円とするものでございます。

次に、8ページをお開きください。

第4表は、地方債補正です。

変更の内容ですが、農道整備事業で表の2段目、北大成地区農道整備事業、次の緑進地区農道整備事業、2段飛びまして栄進地区農道整備事業、さらに1段置きまして中島第2地区農道整備事業につきましては、緊急総合経済対策の補正により、追加となった道営の道整備事業にかかわる増額で、その他の事業につきましては、いずれも事業量や事業費の確定により、限度額を増額、または減額したものです。

事業ごとの増減額につきましては、説明を省略させていただきますが、補正後において、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

10ページをお開き願います。

地方債の廃止です。

起債の目的は、公営住宅建設事業、限度額6,800万円でございますが、この起債につきましては、交付税算定の対象とならないため、今回、補正で一般財源へ振りかえし、借入を取りやめようとするものです。

合計では、補正前限度額12億5,419万7,000円から、6,400万円を減額し、補正後の限度額を11億9,019万7,000円とするものでございます。

次に、事項別明細書の総括、1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。歳入から御説明をさせていただきます。

13ページをお開き願います。

2、歳入です。

決算見込みによる増額、または減額でございます。

1款町税、1項、2目法人分、2,400万円の増。

2項1目固定資産税3,600万円の増。

5項1目入湯税670万円の減。

2款地方譲与税、2項1目自動車重量譲与税700万円の減。

14ページになります。

3款利子割交付金、1項1目利子割交付金200万円の減。

4款配当割交付金、1項1目配当割交付金65万円の減。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金2万6,000円の増。

15ページで、9款地方特例交付金、1項1目地方特例交付金、2,016万1,000円の増。

ここまでは決算見込みによるものでございます。

10 款地方交付税、1 項1 目地方交付税、1,094 万1,000 円の増。普通交付税の額の確定によるものです。

11 款交通安全対策特別交付金、1 項1 目交通安全対策特別交付金、109 万6,000 円の減は、決算見込みによるものでございます。

16 ページをお開きください。

12 款分担金及び負担金、1 項1 目農林水産業費分担金996 万9,000 円の減。事業費確定によります、環境精鋭管理型漁港づくり推進事業分負担金の減などです。

2 項2 目民生費負担金、40 万円の減から、3 目農林水産業費負担金、372 万5,000 円の減、4 目教育費負担金、21 万9,000 円の減は、事業費の確定等によるものでございます。

17 ページで、13 款使用料及び手数料は、すべて決算見込みによるものです。

1 項1 目総務使用料162 万4,000 円の減。

2 目衛星使用料、13 万5,000 円の増。

5 目土木使用料、54 万8,000 円の増。

6 目教育使用料、10 万5,000 円の減。

2 項2 目民生手数料、287 万9,000 円の減。

次に、18 ページで、3 目衛生手数料、61 万5,000 円の増。

5 目土木手数料、73 万円の減。

3 項1 目証紙収入、177 万4,000 円の増。

19 ページに進みます。

14 款国庫支出金、1 項1 目総務費国庫負担金89 万7,000 円の増。特定防衛施設周辺整備調整交付金事業費の確定でございます。

2 目民生費国庫負担金、169 万5,000 円の減。これと、3 目衛生費国庫負担金、126 万円の減は、決算見込みによるものです。

2 項1 目総務費国庫補助金、483 万3,000 円の増。地域活性化住民生活に光りをそそぐ交付金の二次配分による増額でございます。

次目からは、事業費の確定、決算見込みによるもので、2 目民生費国庫補助金、227 万3,000 円の減。

3 目衛生費国庫補助金、9 万5,000 円の減。

4 目農林水産業費国庫補助金、568 万円の減。

5 目土木費国庫補助金、922 万3,000 円の減。これは、20 ページ、一番上の社会資本整備総合交付金の減が主なものとなっております。

20 ページで、6 目教育費国庫補助金、229 万3,000 円の減。

21 ページで、3 項1 目総務費国庫委託金、1 万1,000 円の減。

22 ページをお開きください。22 ページ以降も事業費の確定及び決算見込みによる補正が続きます。

15 款道支出金、1 項1 目民生費負担金、43 万3,000 円の減。

2 目衛生費負担金、63 万円の減。

2 項1 目総務費補助金、48 万円の減。

2 目民生費補助金、494 万1,000 円の減。

23 ページで、3 目衛生費補助金、662 万1,000 円の減。

4 目労働費補助金、130 万円の減。

5目農林水産業費補助金822万円の減。

24ページお開き願います。

0目土木費補助金は、既存住宅耐震改修の申し込みがないことから、金額50万円の減で廃目です。

3項1目総務費委託金、62万4,000円の減。

2目衛生費委託金、3万9,000円の減。

3目農林水産業費委託金、9,000円の増。

16款財産収入、1項1目財産貸付収入、46万5,000円の増。

2目利子及び配当金、226万3,000円の減。本年度の利子確定によるものです。

次に、26ページをお開きください。下のほうからです。

2項1目不動産売払収入、410万円の増。土地売払収入です。

2目物品売払収入、163万円の増は、収集資源物の売払収入です。

17款寄附金、1項1目一般寄附金、8,000円の増。

2目教育費寄附金、本目新設で20万円の増。

3目ふるさと応援寄附金、本目の新設で164万円の増。

18款繰入金で、1項10目標津線代替輸送確保基金繰入金、25万4,000円の減。

12目清流保全基金繰入金、17万円の減。いずれも、充当対象事業の確定によるものです。

28ページで、20款諸収入、4項1目民生費受託事業収入、485万円の減。

2目農林水産業費受託事業収入、23万3,000円の減。

3目土木費受託事業収入、845万4,000円の減。いずれも、事業費や委託料の確定によるものです。

5項5目雑入、1,234万3,000円の減につきましては、畜産担い手育成総合整備事業、再編整備型償還収入の減が主なものとなっております。

30ページです。

21款町債、1項2目農林水産業債、680万円の増。農道整備事業債の増、そのほかは事業費確定による減額です。

3目土木債、7,080万円の減、地方債補正で御説明させていただいたとおり、公営住宅建設事業債の減が主なものでございます。

歳入終わりまして、歳出に移らせていただきます。31ページをお開き願います。

3、歳出です。

1款議会費、1項1目議会費、86万1,000円の減。

32ページです。

2款総務費は、1項4目まですべて執行残、または決算見込みによる減額となります。

まず、1項1目一般管理費、33ページにわたりまして413万1,000円の減。33ページ、下から34ページの中ほどまでで、2目職員管理費、258万7,000円の減。

34ページで、3目財政管理費、72万7,000円の減。

4目会計管理費、49万4,000円の減。

35ページに入りまして、5目財産管理費は2億3,550万5,000円の増。

36ページ中段の19節負担金補助及び交付金までは、執行残等による減額でございます。

すが、36ページ、中ほど積立金でございます。23年度以降の不確定な交付税収入等に対応し、財政基盤の強化を図るため、財政調整基金にこのたび1億9,826万2,000円を積み立てしております。端数がついておりますのは、利子収入減額補正によるものです。

また、毎年度、一定額を歳入に繰り入れております生涯学習基金に1,197万2,000円、地域福祉基金に2,990万1,000円を積み立てしております。

このほか、歳入で計上いたしましたふるさと応援寄附金につきましては、産業振興基金、清流保全基金、ふるさと応援基金などにそれぞれ積み立てをしております。

37ページの下の方で、6目から、これにつきましても執行残等による減額となります。

6目企画費、776万9,000円の減。39ページの中ほどまで続いております。

39ページで、7目広報費、5万8,000円の減。

8目車両管理費、444万7,000円の減。40ページにわたります。

40ページで、9目支所費、10万6,000円の減。

10目交通安全対策費、73万2,000円の減。

11目環境対策費、37万6,000円の減。

41ページで、12目北方領土問題対策費、216万9,000円の減。

42ページをお開きください。

13目特定防衛施設周辺整備費、1,911万5,000円の減。これにつきましては、自動車等購入費、道路改良工事補償金の減が主なものでございます。

43ページで、15目地域情報化推進事業費、26万2,000円の減。

16目諸費、15万6,000円の減。

18目地域活性化住民生活に光りをそそぐ交付金事業は、50万円の増。交付金二次配分に伴う増額です。

2項徴税費から、再び執行残等による減額です。

2項1目税務総務費、7万7,000円の減。

次に、44ページで、2目賦課徴収費、165万2,000円の減。

4項1目選挙管理委員会費、91万3,000円の減。

2目参議院議員選挙費、45ページにかけまして237万円の減。

5項1目統計調査総務費、2万1,000円の減。

2目指定統計費、7万4,000円の減が46ページ上段まで続いております。

46ページの、3目国勢調査統計費、74万7,000円の減。

総務費終わります。47ページから民生費に入りますが、民生費すべて執行残、決算見込み、または他会計補正に伴う繰入金等の減額でございます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、303万8,000円の減。

2目老人福祉費、2,745万9,000円の減は、48ページ中段で扶助費の措置費及び介護サービス事業特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金の減が主なものでございます。

48ページで、4目国民年金事務費、21万7,000円の減。

5目障害者福祉費、1,693万2,000円の減。主なものは、49ページ中ほど重度心身障害者医療扶助費の減などです。

50ページをお開きください。

6 目居宅介護支援事業費、1 5 万 4, 0 0 0 円の減。

8 目後期高齢者医療費、6 9 8 万 8, 0 0 0 円の減。

2 項 1 目児童福祉総務費、9 1 万 9, 0 0 0 円の減。

4 目保育園費、1 0 0 万円の減。

5 1 ページで、5 目へき地保育園費、3 5 万円の減。

6 目児童館費、1 2 0 万円の減。

7 目母子父子福祉費、3 4 0 万 8, 0 0 0 円の減です。

次に、5 2 ページをお開き願います。

衛生費につきましても、すべて執行残等による減額です。

4 款衛生費、1 項 2 目予防費、2 7 2 万 5, 0 0 0 円の減。

3 目環境衛生費、2 6 9 万 5, 0 0 0 円の減。

5 3 ページから 5 4 ページにかけまして、4 目健康管理費、1 2 3 万 2, 0 0 0 円の減。

5 4 ページでございます。

5 目エキノコックス症対策費、1 万 9, 0 0 0 円の減。

6 目乳幼児医療費、9 0 2 万 9, 0 0 0 円の減。

5 5 ページで、8 目母子センター費、4 9 7 万 9, 0 0 0 円の減。

9 目病院費、1 1 5 万 5, 0 0 0 円の減。これは、町立別海病院事業会計出資金の減によるものです。

1 0 目生活排水施設費、1 5 万 4, 0 0 0 円の減。

2 項 2 目じん芥処理費、1, 9 9 3 万円の減。主なものは、5 6 ページになりますが、根室北部廃棄物処理広域連合負担金の減額となります。

5 6 ページの 3 目じん芥処理場費、3 9 9 万円の減。

5 7 ページで、4 目し尿処理費、1 0 4 万 2, 0 0 0 円の減。

5 目し尿処理場費は、1 8 8 万 5, 0 0 0 円の減です。

5 8 ページをお開き願います。

5 款労働費、1 項 1 目労働諸費、5 6 万 6, 0 0 0 円の減。同じく執行残です。

5 9 ページです。

農林水産業費につきましては、1 項 8 目の農道整備事業費を除きまして、ほかすべて執行残等による減額補正です。

6 款農林水産業費、1 項 1 目農業委員会費、8 万円の減。

2 目農業総務費、9 5 3 万 9, 0 0 0 円の減。

次に、6 0 ページをお開き願います。

3 目農業振興費、2 1 5 万 7, 0 0 0 円の減。

4 目畜産業費、2, 0 4 5 万 8, 0 0 0 円の減。これにつきましては、6 1 ページで、各利子補給補助金の減が主なものです。

5 目育成牧場費、6 5 万 1, 0 0 0 円の減。

6 2 ページをお開き願います。

6 目農地費、3 8 3 万 9, 0 0 0 円の減。

6 3 ページで、7 目農地交換整備事業費、6 3 万 6, 0 0 0 円の減。

8 目農道整備事業費、1, 9 1 9 万 3, 0 0 0 円の増。繰越明許費補正で御説明のとおり、国の緊急総合経済対策により、農道整備事業費、道営農道整備事業費が増額されたこ

とによるものです。

9目農地調整推進事業費は3万円の減。

2項1目広域農業推進費、64ページにかけまして1,546万3,000円の減。畜産担い手育成総合整備事業再編整備型償還金の減が主なものです。

3項1目林業総務費、43万2,000円の減。

65ページに入りまして、2目林業振興費、305万2,000円の減。

3目公有林整備事業費、40万3,000円の減。

66ページになります。

4目森林環境保全整備事業費、55万5,000円の減。

4項1目水産業総務費、1万円の減。

2目水産業振興費、1,461万1,000円の減は、漁港改修事業負担金の減が主なものでございます。

68ページをお開き願います。

7款商工費、同じく執行残等による減額で、1項1目商工業振興費、73万3,000円の減。

2目観光費、90万7,000円の減です。

次に、70ページをお開き願います。

8款土木費もすべての科目で執行残等による減額です。

1項1目土木総務費、11万6,000円の減。

2項1目道路橋りょう総務費、49万5,000円の減。

71ページで、2目道路維持費、514万4,000円の減。

3目道路新設改良費は、72ページまで続きます。1,666万6,000円の減。主なものは、72ページ、道路改良工事請負費の減額です。

73ページで、4目防衛施設周辺道路整備事業費、195万円の減。

74ページに進みます。

5目防衛施設周辺障害防止受託事業費、868万8,000円の減。

3項1目下水道費、1,126万円の減。これは、下水道事業特別会計繰出金の減額です。

75ページで、4項1目住宅管理費、212万2,000円の減。

76ページをお開き願います。

2目公営住宅建設事業費、49万9,000円の減。

0項河川費は、0目河川総務費の全額100万円を減額し、廃項となります。

77ページから教育費で、3項中学校費まで執行残等による全科目減額です。

10款教育費、1項1目教育委員会費、29万7,000円の減。

2目事務局費、27万5,000円の減。

3目教育指導費、57万8,000円の減。

78ページをお開き願います。

2項1目学校管理費、35万3,000円の減。

2目教育振興費、32万6,000円の減。

3目通学対策費、68万8,000円の減。

79ページで、4目学校建設費、16万5,000円の減。

3項1目学校管理費、100万円の減。

80ページに進みます。2目教育振興費、35万8,000円の減。

3目通学対策費、112万1,000円の減。

4目学校建設費、56万1,000円の減額です。

4項1目幼稚園管理費は、13万2,000円の増。臨時教員の賃金不足分を増とするものです。

81ページ以降、すべて執行残等による減額です。

2目教育振興費、154万3,000円の減。

5項1目社会教育総務費、20万5,000円の減。

82ページをお開き願います。

2目生涯教育推進費、8万6,000円の減。

3目生涯教育学習費、30万3,000円の減。

4目青少年教育費、48万6,000円の減。

83ページで、5目中央公民館費、7万5,000円の減。

6目東公民館費、9万円の減。

7目西公民館費、15万8,000円の減。84ページにかかっております。

84ページで、9目図書館費、206万4,000円の減。85ページ、中段までです。

85ページ、10目郷土資料館費、35万7,000円の減。

6項1目保健体育総務費は、86ページ中段までで、67万5,000円の減。

86ページです。

2目学校給食費、141万3,000円の減。

87ページに進みまして3目へき池学校保健管理費、206万2,000円の減。

88ページをお開き願います。

4目総合スポーツセンター費、542万7,000円の減。

89ページで、12款公債費、1項2目利子、1,529万円の減。年度内支払分の利子確定によるものでございます。

90ページをお開きください。

歳出最後になります、13款給与費、1項1目給与費で182万8,000円の減。

以上で歳出を終わらせていただきます。

91ページをお開き願います。

91ページは、補正予算給与費明細書でございます。

1、特別職、一番下の段、比較の合計欄の数字で御説明をさせていただきます。

職員数は、その他の特別職で81人の減。給与費の報酬で、その他の特別職分255万4,000円の減。議員分期末手当で86万1,000円の減。給与費の計及び合計欄で、341万5,000円の減となるものでございます。

以上で、一般会計補正予算（第6号）の内容について説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） それではここで、10分間、休憩を入れます。

午前11時05分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第11号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

11 番中村議員。

○11 番（中村忠士君） 49 ページ、あるいは 51 ページにかかわって、医療扶助費の減額がございます。49 ページ中段のところでは、重度心身障害者医療扶助費、それから 51 ページの下段では、ひとり親医療扶助費、それぞれ減額になっているのですが、よくとらえれば予防等で病気にかからなかったという意味合いもあるのかなというふうには思うのですが、少し心配なのは今のこの不況の状況の中で、医療の抑制といいますか、本当は医療が必要なだけけれども、その自己負担のことが心配で抑制傾向にあるというのが一般的な傾向となっていますので、そこら辺を少し心配するのですが、そういうようなことはないのでしょうか。ちょっとその辺、確認したいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町民課長。

○町民課長（斎藤英彦君） お答えいたします。

重度心身障害者、乳幼児等、それからひとり親と、それぞれの扶助費につきましては、それぞれ減額としております。計上におきましては、過年度までの実績等を考慮しまして、扶助の不足にならないような予算措置をしています。

本年度につきましては、21 年度末と本年度の 1 月末を比較いたしますと、その対象者が減少しております。いずれも減少しております。重度で申し上げますと、21 年度 3 月末と本年の 1 月末現在で 22 名の減少です。乳幼児につきましては、86 名の減少でございいます。ひとり親につきましては、10 名の減少というのが、主な原因かと思われま

す。以上でござい

○議長（渡邊政吉君） 中村議員よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

5 番瀧川議員。

○5 番（瀧川榮子君） 13 ページの入湯税です。

今回、670 万円が減ということになったのですけれども、目的税として使われているところがありました。このことについて、この減になったことでその目的税として使われるところへの配慮はどのようなになったのかということ、まず一つ目にお聞きします。

そして、二つ目は乳幼児の医療費のこと、900 万円減になったのですけれども、これは先ほどの減、中村さんが聞かれたところの乳幼児医療のところでは対象者が減になったということでもいいのかどうか、ここのところをもう一度ちょっと確認してお聞きしたいと思

います。それと、63 ページ、観光のところ

です。予算資料の中では、予算資料の 12 ページの中では観光リーフレットの作成とか、観光 DVD の作成ということでお金が入っていると思うのですけれども、この観光 DVD の作成についてはどのようなものを、どのようにところに置くのかということについてお聞きしたいと思

います。それと 75 ページなのでも、19、負担金補助金及び交付金のところです。既存住宅耐震改修の補助ということで、100 万円が申し込みがなかったということで残りました。耐震構造でない住宅というのは、推定として別海町にはどれぐらいあるのかということ、町として把握されていらっしゃるのかどうかということと、建てかえの計画などあって、耐震とか改修はもうしないよというような住宅があるのかどうか、そこら辺のところを把握されているのかということについてお聞きしたいと思

○議長（渡邊政吉君）　まず、財政課長。

○財政課長（竹中　仁君）　私のほうから、入湯税の関係につきまして御説明をさせていただきます。

入湯税につきましては、議員御存じのとおり、環境衛生施設、または鉱泉源の保護管理施設、消防施設等の整備ですとか、観光の振興、観光施設整備に要する経費に充てるための目的税ということになってございますが、その歳入がなければ、完全にその事業に当て込むための経費で、その財源のみで歳出を構成しているわけではございませんので、入湯税の増減によりまして、その事業の実施が左右されるであるとか、そういうことはないということでございます。

○議長（渡邊政吉君）　町民課長。

○町民課長（斎藤英彦君）　乳幼児医療費の助成につきましては、北海道の医療給付事業補助金交付要綱に基づいて行っておりますので、先ほどの減額等につきましては、これまでの実績等を踏まえて精査をして、今後の見込みも年度内予算を見込んで、推計したものに対する減額でございます。

ちなみに、決算ベースで申し上げますと、20年度、21年度は約587万円、21年度につきましては584万円、今年度1月末におきましては428万8,000円ということになっておりまして、かかる医療費の額にも影響があるかと思えます。

対象者数につきましては、先ほど申し上げましたように若干、減少しているということが要因かと思えます。

○議長（渡邊政吉君）　商工観光課長。

○商工観光課長（岡田一芳君）　お答えをいたします。

観光DVDについては、各旅行代理店とか、各観光施設、あとは今、町でもつくって整備中なのですけれども、道の駅等だとかで、各物産展等の場面でPRのために使いたいというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君）　総務部長。

○総務部長（小守　正君）　既存住宅の耐震改修の補助金のご覧ですが、ここ何年か、これは民間の個人の住宅の耐震改修でございます。

町内に何件その計画があるか、あるいは対象になるかということについては、町として現在のところ把握はしておりません。

ただ、本人のほうから、町民の方からそういう改修をしたいということであれば、それに対する補助金を計上しておりましたけれども、こちら道の補助も受けながら対応しております。

該当者がなかったということで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（渡邊政吉君）　瀧川議員、質問が多岐にわたりましたのが、大体の答弁あったと思いますが、よろしいですか。

ほかに質問ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

それでは、これから討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君）　討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 12 号

○議長（渡邊政吉君） 日程第 7 議案第 12 号平成 22 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（斎藤英彦君） 議案第 12 号の内容説明をいたします。

初めに、本補正の概要について申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出の保険給付費の推計によります増額と、関係機関からの交付金、納付金、拠出金などの年度内決定通知などをもとに、歳入歳出予算それぞれの推計精査を行い、予算計上を行ったものでございます。

保険給付費につきましては、本年度の 11 月診療分までは確定しておりまして、ここまでの実績につきましては、ほぼ前年度同時期の決算額並みに推移しているところでございます。

残りの 3 カ月分につきましては、現行の医療制度となった平成 20 年度、21 年度の給付実績等を加味して最終予算としての推計を行ったものでございます。

その結果、歳入歳出予算の収支では、1,257 万 6,000 円の財源不足の推計となりましたので、予算上では一般会計繰入金で対応しているところでございます。

それでは、別冊の別海町国民健康保険特別会計予算書、1 ページをお開き願います。

平成 22 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）。

平成 22 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 532 万 4,000 円を追加し、歳入歳出算の総額を歳入歳出それぞれ 23 億 7,272 万 4,000 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開き願います。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

まず、歳入です。

1 款国民健康保険税、1 項で 527 万 9,000 円の増。

2 款国庫支出金、1 項と 2 項で 340 万 2,000 円の減。

3 款療養給付費等交付金、1 項で 874 万 5,000 円の増。

5 款道支出金、1 項で 111 万円の増。

6 款共同事業交付金、1 項で 1,090 万 1,000 円の減。

7 款繰入金、1 項で 98 万 3,000 円の増。

8 款繰越金、1 項で 195 万 2,000 円の増。

9 款諸収入、1 項と 3 項で 1 5 5 万 8, 0 0 0 円の増。

歳入総額で 5 3 2 万 4, 0 0 0 円を増額し、2 3 億 7, 2 7 2 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

次に、3 ページ、歳出です。

1 款総務費、1 項から 4 項合わせまして、7 2 万 2, 0 0 0 円の減。

2 款保険給付費、1 項、2 項、5 項合わせまして 2, 1 0 5 万円の増。

4 款前期高齢者納付金等、1 項で 3 万 3, 0 0 0 円の増。

7 款共同事業拠出金、1 項で 1, 2 6 9 万 1, 0 0 0 円の減。

8 款保健事業費、1 項と 2 項で 5 9 2 万 8, 0 0 0 円の減。

1 0 款諸支出金、1 項で 3 5 8 万 2, 0 0 0 円の増。

歳出合計で 5 3 2 万 4, 0 0 0 円を増額し、2 3 億 7, 2 7 2 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

次の事項別明細書、1 の総括については省略させていただきまして、1 3 ページの歳出から説明いたします。

1 3 ページをお開き願います。

3 の歳出です。

款項の金額は省略し、目の金額で申し上げます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費、1 4 万 6, 0 0 0 円の増。これは、執行残の精査によるそれぞれの減額と、今回、新たに平成 2 3 年度からレセプトの電子化に伴う国保総合システム導入にかかる機器更改の保険者負担分として 1 1 3 万 9, 0 0 0 円を計上するものでございます。

2 目連合会負担金、3 万 1, 0 0 0 円の減。額の確定による減でございます。

2 項 1 目賦課徴収費、9 万 8, 0 0 0 円の減、執行残の精査による減でございます。

1 4 ページです。

2 目納税奨励費、2 0 万円の減、額の確定による減でございます。

3 項 1 目運営協議会費、3 7 万 4, 0 0 0 円の減、執行残の精査による減でございます。

4 項 1 目趣旨普及費、1 6 万 5, 0 0 0 円の減。これも執行残の精査による減でございます。

1 5 ページです。

2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費、5 0 0 万円の増。2 目退職被保険者等療養給付費、8 3 8 万 9, 0 0 0 円の増。5 目審査支払手数料、1 8 万 8, 0 0 0 円の増。いずれも本年度の医療推計による増額でございます。

2 項 1 目一般被保険者高額療養費、1, 2 3 0 万 3, 0 0 0 円の増。2 目退職被保険者等高額療養費、6 3 万円の増。医療費の推計による増額でございます。

5 項 1 目出産育児一時金、5 4 6 万円の減。出生件数の減少見込みにより減額するものでございます。

次に、1 6 ページでございます。

4 款前期高齢者納付金等、1 項 1 目前期高齢者納付金、3 万 3, 0 0 0 円の増。納付金の確定によります増でございます。

7 款共同事業拠出金、1 項 1 目高額医療費共同事業医療費拠出金、2 8 3 万 4, 0 0 0 円の減。2 目保険財政共同安定化事業拠出金、9 8 5 万 7, 0 0 0 円の減。いずれも拠出

金額の確定による減額でございます。

17 ページ、8 款保健事業費、1 項 1 目健康増進指導事業費、77 万 2,000 円の減。執行残の精査による減でございます。

2 項 1 目特定健康審査等事業費、515 万 6,000 円の減。18 ページの上段までまたがりませんが、いずれも執行残の精査によるものでございます。

10 款諸支出金、1 項 3 目償還金 358 万 2,000 円の増。これは、平成 21 年度に交付されました療養給付費等負担金などの確定によります、超過交付分を返還金として増額するものでございます。

次に、7 ページの歳入に入ります。

2 の歳入です。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、277 万 2,000 円の増。2 目退職被保険者等国民健康保険税、250 万 7,000 円の増。いずれも本年度の収納状況から試算いたしまして、それぞれ増減するものでございます。

8 ページです。

2 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金、425 万 2,000 円の減。本年度の負担金の確定見込みによる、減額するものでございます。

2 目高額医療費共同事業負担金、70 万 8,000 円の減。これは、歳出の拠出金額の決定から試算したものでございます。3 目特定健康審査等負担金、181 万 8,000 円の増。負担金の確定見込みにより増額するものでございます。

2 項 3 目出産育児一時金補助金、26 万円の減。出生数の減少見込みによる減額でございます。

3 款療養給付費等交付金、1 項 1 目療養給付費等交付金、874 万 5,000 円の増。これは、1 期から 9 期分まで既に交付されておりますので、その実績から残り 3 期分の交付見込みを試算して増額するものでございます。

9 ページです。

5 款道支出金、1 項 1 目高額医療費共同事業負担金、70 万 8,000 円の減。歳出の拠出金額の決定から試算したものでございます。2 目特定健康審査等負担金、181 万 8,000 円の増。負担金確定見込みにより増額するものでございます。

6 款共同事業交付金、1 項 1 目高額医療費共同事業交付金、288 万 3,000 円の減。2 目保険財政共同安定化事業交付金、801 万 8,000 円の減。いずれも交付金の確定による減額でございます。

次に 10 ページをお開き願います。

7 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金、98 万 3,000 円の増。これにつきましては、各種繰入金の精査、試算によりますそれぞれの繰り入れ増減と、冒頭に申し上げました本補正予算で見込まれる財源不足額 1,257 万 6,000 円を国保財政健全化繰り入れとして、その他、一般会計繰入金の中に計上しているものでございます。

8 款繰越金、1 項 1 目その他繰越金、195 万 2,000 円の増。前年度決算の剰余金の繰越金でございます。

11 ページです。

9 款諸収入、1 項 1 目一般被保険者延滞金、38 万 7,000 円の増。国保税の延滞金でございます。

3 目一般被保険者加算金、7,000 円の増。4 目退職被保険者等加算金、2 万 5,000

0円の増。これは、いずれも国が実施いたしました保健医療機関に対する監査において、診療報酬に不正が発見されまして、法に基づいて返還金の40%を加算金として課すものでございます。

3項3目一般被保険者返納金、100万6,000円の増。4目退職被保険者等返納金、7万円の増。これは、3目で申し上げました保険医療機関の返納金と社会保険期間中に国民健康保険の使用誤りなどによります返納金でございます。

6目雑入、6万3,000円の増。これは本目新設でございますが、70歳から74歳の医療費の自己負担分が、本則2割負担を本年度も1割負担に継続されたことに伴いまして、療養費などの自己負担分の1割分を除く償還給付金を一たん、保険者が償還いたしまして、後から指定公費として1割分を国から交付されるものでございます。

次に、19ページをお開き願います。

補正予算給与費明細書です。

1、特別職。これは、国保の運営協議会委員でございます。下段の比較の欄で申し上げたいと思います。

職員数は、補正前と変更はありません。給与費の報酬で、17万2,000円の減。共済費はありませんので、合計でも17万2,000円の減でございます。

以上で、議案第12号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第12号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

8番松原議員。

○8番（松原政勝君） 特定健診のことについてお伺いします。

歳出の18ページでございますが、この節で委託料となって437万1,000円、こういう減額になっているのですけれども、これは委託している医療法人、そういうところとどういう関係で減額になるのかちょっと聞きたいのですが。

一応、町としてはことし40歳から74歳までの特定健診対象者といいますか、そういう方が何人いるよと、大体、別海町であると5,000人前後になると思うのですが、そういう人たちを対象に受けてもらうのだけれども、実際は少なかったということで、その受ける医療、その特定健診してくれるお医者さんとか、いろいろな器械を持ってきてやるわけなのですが、それは受ける人数によって1人幾らとかという、そういうことで計算されるのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（渡邊政吉君） それでは、保健課長。

○保健課長（佐藤秀明君） お答えいたします。

今年度、目標受診率ということで55%を見ておりまして、それぞれ委託業者、あるいは個別に病院等と契約しております。

今のところ、3月までは個別健診であるのですけれども、2,395人の目標受診人数に対しまして、1,781人ということで、かなり受診数が少ないわけです。それで委託料、それぞれ支払いするのですけれども、それが最終的には剰余金として余るということで、今回、減額をしたものであります。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 松原議員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

5 番瀧川議員。

○5 番（瀧川榮子君） この間の説明のときにも、診療報酬の不正によるものというようなことだとか、きょうもお聞きしたのですけれども、11 ページのところで保険使用に誤りがあったということの説明がありました。

前にもそういうことがどこかであって、別海町とはまた違うところだったのですというようなことだったのですけれども、この保険使用の誤りというのは、どういうところであつたのか、少しお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町民課長。

○町民課長（斎藤英彦君） お答えいたします。

一般被保険者返納金、退職被保険者等返納金の診療報酬の不正につきましては、いずれも町外の医療機関でございまして、一般被保険者につきましては一医療機関で4件、それから退職被保険者等のほうでは一医療機関で11件の国の監査による不正が発見されたということでございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員、よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で、質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第13号

○議長（渡邊政吉君） 日程第8 議案第13号平成22年度別海町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（永野寛昭君） 議案第13号平成22年度別海町下水道事業特別会計補正予算について、御説明いたします。

補正第2号の1ページをごらんください。

平成22年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成22年度別海町下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,065万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,124万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

3ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、128万8,000円の増。

2 款使用料及び手数料、1項、2項合わせて69万3,000円の増。

4 款財産収入、1項で6,000円の減。

5 款繰入金、1項、2項合わせて1,126万9,000円の減。

6 款繰越金、1項で3万6,000円の増。

7 款諸収入、1項で70万円の減。

8 款町債、1項で70万円の減。

歳入合計で1,065万8,000円減額し、5億3,124万2,000円とするものがあります。

4ページをごらんください。

歳出でございます。

1 款総務費、1項で305万1,000円の減。

2 款下水道施設費、1項で248万5,000円減。

3 款集落排水施設費、1項、2項合わせて358万1,000円の減。

4 款公債費、1項で122万2,000円の減。

5 款給与費、1項で31万9,000円の減。

歳出合計で1,065万8,000円を減額し、5億3,124万2,000円とするものであります。

5ページをごらんください。

第2表、債務負担行為補正の廃止でございます。

平成22年度水洗便所改造等資金融資による金融機関に対する損失補償及び別海町水洗便所改造資金融資条例に基づく金融機関に対する負担、平成22年度融資分。この2項目について、借り入れる人がいなかったことによる廃止でございます。

6ページをごらんください。

第3表、地方債補正の変更でございます。

変更内容のみの御説明いたします。

起債の目的、特定環境保全公共下水道事業。限度額2,120万円を2,070万円に減額。農業集落排水事業。限度額340万円を320万円に減額。合計で、補正前、限度額2,460万円を、補正後限度額2,390万円とするものであります。

7ページの歳入歳出予算補正事項別明細書の1総括については、説明を省略させていただきます。

9ページをごらんください。

2歳入でございます。

1 款1項1目下水道事業費分担金、128万8,000円の増。決算見込額による増額

であります。

2款1項1目使用料、67万3,000円の増。

2項1目手数料、2万円の増。いずれも決算見込みによる増額であります。

4款1項1目、6,000円の減。利子確定による減額であります。

10ページをごらんください。

5款1項1目繰入金、1,126万円の減。精査による減額であります。

2項1目基金繰入金、9,000円の減。基金繰入金確定による減額であります。

6款1項1目繰越金、3万6,000円の増。前年度繰越金の確定による増額であります。

7款0項0目貸付金収入、70万円の減。借り入れる人がいなかったことによる減額であります。科目については、廃項、廃目であります。

11ページになります。

8款1項1目下水道施設債、50万円の減。2目集落排水施設債、20万円の減。いずれも町債確定による減額であります。

13ページをごらんください。

3歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、234万6,000円の減。精査及び執行残であります。

0目水洗化普及費、70万円の減。借り入れる人がいなかったことによる減額であります。科目については、廃目であります。

3目財産管理費、5,000円の減。利息確定による減額であります。

14ページのごらんください。

2款1項1目処理場費、131万9,000円の減。

2目管渠維持費、76万6,000円の減。

3目施設整備費、40万円の減。

1目から3目、いずれも精査及び執行残であります。

15ページになります。

3款1項1目処理場費、64万3,000円の減。

3目施設整備費、93万8,000円の減。1目、3目いずれも精査及び執行残であります。

2項1目処理場費、178万1,000円の減。3目施設整備費、21万9,000円の減。1目、3目、いずれも精査及び執行残であります。

16ページをごらんください。

4款1項1目元金、187万1,000円の増。2目利子、309万3,000円の減。町債特定による増減であります。

5款1項1目給与費、31万9,000円の減。精査による減額であります。

17ページをごらんください。

補正予算給与費明細書でございます。

2一般職、1総括。下段の比較欄で御説明をいたします。

職員数は変更はございません。給与、5,000円の減、職員手当23万9,000円の減。共済費7万5,000円の減、補正後、上段になります。2,433万6,000円とするものであります。

合計で2,433万6,000円とするものであります。

以下、19ページまでは説明を省略させていただきます。

以上で、議案第13号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第13号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午後 0時00分 休憩

午後 0時57分 再開

○議長（渡邊政吉君） 午前中に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第9 議案第14号

○議長（渡邊政吉君） 日程第9 議案第14号平成22年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

老人保健施設すこやか事務長。

○老人保健施設すこやか事務長（清尾昌弘君） 議案第14号の内容説明を申し上げます。

別冊の別海町介護サービス事業特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成22年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）。

平成22年度別海町介護サービス事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,290万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,360万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入です。

1款介護サービス費、1項で補正額440万5,000円の減。

2款使用料及び手数料、1項で500万円の減。

5 款繰入金、1 項で 2 9 8 万 8, 0 0 0 円の減。

7 款諸収入、1 項と 2 項で 5 0 万 7, 0 0 0 円の減。

歳入合計で 1, 2 9 0 万円を減額し、8 億 8, 3 6 0 万円とするものでございます。

歳出です。

1 款介護サービス事業費、1 項で 1, 2 9 0 万円の減。

歳出合計で 1, 2 9 0 万円を減額し、8 億 8, 3 6 0 万円とするものでございます。

次の歳入歳出予算補正事項別明細書の 1 総括については、説明を省略しまして、5 ページの歳入から説明します。

歳入です。

款項の金額につきましては説明を省略しまして、目の金額を説明いたします。

1 款介護サービス費、1 項 1 目施設介護サービス費、6 8 0 万円の減は、老人保健施設入所者の減による補正です。

2 目居宅介護サービス費、2 3 9 万 5, 0 0 0 円の増は、老人保健施設の短期入所者の増とデイサービスセンターの利用者の増による補正です。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目施設介護サービス使用料、4 7 0 万円の減は、老人保健施設入所者の減による補正です。

2 目居宅介護サービス使用料、3 0 万円の減は、老人保健施設の通所サービス利用者の減等による補正です。

次に、6 ページをお開きください。

5 款繰入金、1 項 1 目繰入金、2 9 8 万 8, 0 0 0 円の減は、歳出予算に対する歳入予算超過分を減額補正するものです。

7 款諸収入、1 項 1 目介護サービス事業受託収入、4 0 万 5, 0 0 0 円の減は、在宅福祉サービス事業受託収入減による補正です。

2 項 1 目雑入、1 0 万 2, 0 0 0 円の減は、社会保険収入減による補正です。

次に、7 ページをお開きください。

歳出です。

1 款介護サービス事業費、1 項 1 目老人保健施設費、4 7 1 万 8, 0 0 0 円の減は、執行残や支出見込みの精査による減額補正です。

次に、8 ページをお開きください。

2 目特別養護老人ホーム費、8 0 6 万 4, 0 0 0 円の減は、事業費確定等による減額補正です。

3 目デイサービスセンター費、1 1 万 8, 0 0 0 円の減は、支出見込みの精査による減額補正です。

以上で、議案第 1 4 号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 1 4 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第15号

○議長（渡邊政吉君） 日程第10 議案第15号平成22年度別海町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

内容について、説明を求めます。

福祉課参事。

○福祉課参事（清水純夫君） 議案第15号の内容説明をいたします。

別冊の別海町介護保険特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成22年度別海町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

平成22年度別海町介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,640万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

まず、歳入です。

3款国庫支出金、1項で3,724万7,000円の減。

4款支払基金交付金、1項で6,225万8,000円の減。

5款道支出金、1項で2,309万7,000円の減。

7款繰入金、1項で1,845万6,000円の減。

9款諸収入、2項で5万8,000円の増。

歳入合計で1億4,100万円を減額し、8億6,640万円とするものです。

次に、4ページをお開きください。

歳出です。

1款総務費、1項から3項で95万円の減。

2款保険給付費、1項で1億4,005万円の減。

歳出合計で1億4,100万円を減額し、8億6,640万円とするものです。

次の、事項別明細書の1総括については、説明を省略しまして、7ページの歳入から説明をいたします。

款項の金額につきましては、省略しまして、目の金額で説明をいたします。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金、3,724万7,000円の減。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金、6,225万8,000円の減。いずれも介護給付費の減によるものです。

8ページをお開きください。

5 款道支出金、1 項 1 目介護給付費負担金、2,309 万 7,000 円の減。介護給付費の減によるものです。

7 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金、1,845 万 6,000 円の減。介護給付費の減と歳出の総務費の減額によるものです。

9 ページをお開きください。

9 款諸収入、2 項、1 目雑入、5 万 8,000 円の増。社会保険料の増額によるものです。

次に、11 ページをお開きください。

歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費、27 万円の減。

2 目地域支援事業事務費、7 万円の減。

2 項 1 目賦課徴収費、9 万 8,000 円の減。

3 項 1 目介護認定審査会費、59 万 7,000 円の減。いずれも執行残の精査によるものです。

12 ページをお開きください。

2 目認定調査費、8 万 5,000 円の増。社会保険料の率の変更によるものです。

2 款保険給付費、1 項 1 目介護サービス費、1 億 4,000 万円の減。前 3 年間で、22 年度 12 月までの介護給付費を見まして、今後の支出見込みを推計し、減額するものです。

2 目予防サービス費 5 万円の減。執行残の精査によるものです。

以上で、議案第 15 号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 15 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

11 番中村議員。

○11 番（中村忠士君） 介護サービス費の大幅な減ということになってはいますが、それぞれ居宅介護についても施設介護、あるいは地域密着型介護、それぞれサービスの給付費がそれぞれ大きく減になっています。

こちら辺の理由、原因についてお伺いします。

○議長（渡邊政吉君） 福祉課参事。

○福祉課参事（清水純夫君） お答えをいたします。

介護サービス給付費につきましては、居宅の部分ではそれほど 1,000 万円の減ということで、多めにといいたいでしょうか、何かのときのために持っているもので、比較的变化はなかったのですが、施設サービス費のほうで現在の状況で 3 年間で比べまして 100 人前後の入所者が少なかったということと、延べ人数になりますけれども、その部分で大幅な減ということです。

あとは、地域密着型サービスにつきましては、4 月からの開設ということで予算を組んでおりましたが、10 月からの開設ということでの減額となっております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員、よろしいですか。

中村議員。

○11 番（中村忠士君） この予定よりも施設介護については、述べて 100 人ほどの

減、見込みより減という状況になっているということで、そこら辺の理由についてはどうでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉課参事。

○福祉課参事（清水純夫君） お答えをいたします。

特別養護老人ホームの場合、一度、入院されますと3カ月間はそのところはあけておかなければいけないということで、あく部分が、その入れかわりの部分でのことは多かったということになります。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

5 番瀧川議員。

○5 番（瀧川榮子君） 今の質問と関連して質問いたします。

特別養護老人ホームの場合、入院したら3カ月ベット、入院したままであれば3カ月間ベットをあけておかねばならないということあるのですけれども、3カ月間、入院したまま期間が切れてしまう方がどれほどいらっしゃるのかということと、それから入院したときに、入院して1カ月ぐらいたって、この方はちょっと退院はできないのではないかなというようにときに、少し早めに特別養護老人ホームを退所していただいて、再度、これは特別養護老人ホームに帰れるよというときには改めて優先的に特別養護老人ホームに入所できるということをしていたと思うのですけれども、そのことについては生きていますでしょうか。

それと、そのときのドクターとの職員との連携というのですか、病院に入院しているときに退所、切るかどうかということと特別養護老人ホームを退所してもらうかどうかというのを、切るということですね、そのことについてはどんなふうになっているのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員のせっかくの質問なのですが、ちょっと特養の件については、既に先ほど説明終わりました、今、ここにいないのです。

ちょっと、介護サービスの部分は先ほど終わりましたので、特養の部分ですね、ちょっと係がもう退座していないのです。それで、介護保険の部分についてはできますけれども。

瀧川議員から関連質問で受けたのですが、瀧川さんの今の質問のおおむねの内容は介護サービスの特養の部分なのです。それでちょっと、こちらの係ではお答えしにくいと、できないというので、できればここでなくて違う機会で質問を受けさせていただければよろしいのですが。

○5 番（瀧川榮子君） 再度、質問したいと思います。

○議長（渡邊政吉君） それでは、ほかに御質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で、質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第16号

○議長(渡邊政吉君) 日程第11 議案第16号平成22年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

町民課長。

○町民課長(斎藤英彦君) 議案第16号の内容説明をいたします。

別冊の別海町後期高齢者医療特別会計補正予算書、1ページをお開き願います。

平成22年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

平成22年度別海町後期高齢者医療特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ200万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,799万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

3ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正。

まず、歳入です。

1款後期高齢者医療保険料、1項で69万2,000円の減。

2款広域連合支出金、1項で17万円の増。

3款繰入金、1項で224万8,000円の減。

4款繰越金、1項で76万5,000円の増。

歳入合計で200万5,000円を減額し、1億2,799万5,000円とするものでございます。

次に、歳出です。

1款総務費、1項と2項で31万6,000円の減。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項で168万9,000円の減。

歳出合計で200万5,000円を減額し、1億2,799万5,000円とするものでございます。

次の事項別明細書、1の総括は省略させていただきまして、7ページの歳入から説明いたします。

7ページをお開き願います。

2の歳入です。

款項の金額につきましては省略し、目の金額で申し上げたいと思います。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料、108万円の減。2目普通徴収保険料、38万8,000円の増。後期高齢者医療保険料につきましては、いずれも本年1月末現在の調定額をもとに、それぞれ増減するものでございます。

2 款広域連合支出金。1 項 1 目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金、本款新設でございますが 17 万円の増。これにつきましては、市町村が実施する制度の周知等の広報事業に対する交付金で、市町村の経費的負担を軽減し、後期高齢者医療制度の円滑な運営に資することを目的に特例交付金として交付されるものでございます。

8 ページです。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金、224 万 8,000 円の減。これは、広域連合事務費負担金の確定に伴う繰入金 18 万 3,000 円の減と、町の事務費の執行残の精査による繰入金 110 万 7,000 円の減。それから保険基盤安定繰入金、95 万 8,000 円の減、これにつきましては保険料軽減の道負担分 4 分の 3 と町負担分 4 分の 1 の額の確定による減額でございます。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金、76 万 5,000 円の増。前年度決算の確定に伴う繰越金でございます。

次に、9 ページの歳出に入ります。

3 歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費、6 万 1,000 円の減。これは、旅費需用費の執行残の精査による減額と、歳入で申しました広報事業に係る経費が、臨時特例交付金の対象となりましたので、広報紙掲載などに要した経費を一般会計繰出金として増額するものでございます。

2 項 1 目徴収費、25 万 5,000 円の減。執行残の精査によるものでございます。

10 ページです。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、168 万 9,000 円の減、これは広域連合に納付するそれぞれの負担金の減額でございますが、事務費負担金、保険基盤安定負担金については確定による減で、保険料の負担金につきましては見込みによる減額でございます。

以上で、議案第 16 号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 16 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 12 議案第 17 号

○議長（渡邊政吉君） 日程第 12 議案第 17 号平成 22 年度町立別海病院事業会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

病院事務課長。

○病院事務課長（佐藤一彦君） 議案第17号町立別海病院事業会計補正予算について御説明いたします。

別冊補正予算書、1ページをお開き願います。

平成22年度町立別海病院事業会計補正予算（第4号）。

今回の補正は、町立別海病院建設事業執行に伴う事業費精査による補正です。

第1条、総則。

平成22年度町立別海病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

予算第2条の業務の予定量を、次のとおり改める。

4、主要な建設改良事業。

（1）町立別海病院整備事業、275万円減の計11億4,258万5,000円。

第3条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する2,332万8,000円は、過年度分損益留保資金2,332万8,000円で補てんするものとする。

1款1項企業債、170万円減で、6億8,550万円。

2項出資金、115万5,000円減で、3,916万円。

3項補助金、124万8,000円減で、5億7,216万7,000円。

4項寄附金、20万円の増の120万2,000円。

次に、支出。

1款1項建設改良費、374万7,000円減で、12億5,898万5,000円。1款資本的支出合計で、13億2,135万7,000円。

続きまして、2ページをお開き願います。

第4条、継続費。

継続費の総額及び年割額を、次のとおり改める。

事業名、町立別海病院建設事業。平成21年度2億1,960万円、22年度11億3,893万2,000円、23年度8億6,261万1,000円、合計で22億2,114万3,000円。

続きまして、第5条企業債。

予算第5条の起債の限度額を、次のとおり改める。

町立別海病院整備事業。限度額、6億4,880万円を170万円減額の6億4,710万円とし、合計で6億8,550万円とするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法等は、補正前と同じです。

続きまして、7ページをお開き願います。

7ページ、平成22年度町立別海病院事業会計補正予算実施計画の説明でございます。

資本的収入及び支出。

補正額と計を目で説明いたします。

1款1項1目企業債、170万円減、6億8,550万円。

2項1目他会計出資金、115万5,000円減、3,916万円。

3 項 1 目補助金、1 2 4 万 8, 0 0 0 円減、5 億 7, 2 1 6 万 7, 0 0 0 円。これにつきましては、防衛の施設周辺整備事業の補助金です。

4 項 1 目寄附金、2 0 万円増の 1 2 0 万 2, 0 0 0 円。2 0 万円につきましては、一個人から 2 0 万円の寄附金を受けたものです。

続きまして、支出。

1 款 1 項 1 目建物建築事業費、3 7 4 万 7, 0 0 0 円減で、1 1 億 4, 1 3 6 万 8, 0 0 0 円。工事請負費、消耗品費、手数料、委託料等、それぞれ事業費精査により減額したものであります。

続きまして、4 ページをお開き願います。

町立別海病院事業会計資金計画でございます。

補正予定額及び計で申し上げます。

受入資金、3 9 0 万 3, 0 0 0 円減で、4 6 億 4 1 6 万 9, 0 0 0 円。

支払資金、3 7 4 万 7, 0 0 0 円減の、4 4 億 4, 4 6 8 万 1, 0 0 0 円。

差し引き、1 5 万 6, 0 0 0 円減の、計 1 億 5, 9 4 8 万 8, 0 0 0 円。この金額が 6 ページの事業予定貸借対照表の 2 の流動資産、1 の現金預金の 1 億 5, 9 4 8 万 8, 0 0 0 円となります。

以上で、町立別海病院事業会計補正予算（補正第 4 号）の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 1 7 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 7 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 3 議案第 1 8 号

○議長（渡邊政吉君） 日程第 1 3 議案第 1 8 号平成 2 2 年度別海町水道事業会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（永野寛昭君） 議案第 1 8 号平成 2 2 年度別海町水道事業会計補正予算について御説明いたします。

補正第 3 号の 1 ページをごらんください。

平成 2 2 年度別海町水道事業会計補正予算（第 3 号）。

第 1 条、総則。

平成 2 2 年度別海町水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款水道事業収益は、第1項営業収益で462万6,000円増。第2項営業外収益で16万6,000円を減額し、7億682万9,000円とするものであります。

支出でございます。

第1款水道事業費用は、第1項営業費用で2,235万8,000円の減。第2項営業外費用で266万5,000円増。第3項特別損失で7万円を増額し、5億567万6,000円とするものであります。

第3条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億420万円は、減債積立金1億3,198万8,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額807万6,000円、過年度分損益勘定留保資金1億6,413万6,000円で補てんするものとする。）

収入でございます。

第1款資本的収入は、第1項工事負担金で229万3,000円の減。

第2項固定資産売却代金で、3万2,000円を増額し、763万9,000円とするものであります。

支出でございます。

第1款資本的支出は、第1項建設改良費で2,977万3,000円減額し、3億1,183万9,000円とするものであります。

2ページをごらんください。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

1、職員給与で173万9,000円の減。

2、公債費で5万円を減額し、7,284万9,000円に改めるものであります。

第5条、たな卸資産購入限度額。

たな卸資産の購入限度額「2,107万8,000円」を「1,859万7,000円」に改める。

3ページ、4ページの平成22年度別海町水道会計補正予算実施計画は説明を省略させていただきます。

10ページをごらんください。

平成22年度別海町水道事業会計補正予算実施計画説明書でございます。

さきに款項目については説明させていただきましたので、目で御説明させていただきます。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款1項1目給水収益、768万円の増。決算見込による増額であります。

2目受託工事収益、305万4,000円の減。工事確定による減額であります。

2項1目受取利息及び配当金、30万9,000円の減。2目負担金、12万2,000円の増。3目雑収益、2万1,000円の増。いずれも決算見込による増減であります。

11ページをごらんください。

支出でございます。

1 款 1 項 1 目 原水及び浄水費、55 万 8,000 円の減。精査及び執行残であります。

2 目 配水及び給水費、459 万円の減。精査及び執行残であります。

3 目 受託工事費、1,369 万 2,000 円の減。当初予定 2 カ所の移設工事が中止になったこと及び執行残であります。

4 目 総係費、73 万 5,000 円の減。精査による減額であります。

5 目 減価償却費、92 万 6,000 円の増。精査による増額であります。6 目 資産減耗費、370 万 9,000 円の減。精査による減額であります。2 項 3 目 消費税及び地方消費税、266 万 5,000 円の増。3 項 1 目 固定資産売却損、7 万円の増。いずれも精査による増額であります。

12 ページをごらんください。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1 款 1 項 1 目 工事負担金、229 万 3,000 円の減。工事確定による減額であります。

2 項 1 目 車両運搬具売却代金、3 万 2,000 円の増。確定による増額であります。

次に、支出でございます。

1 款 1 項 1 目 事務費、58 万 9,000 円の減。精査による減額であります。

2 目 施設費、2,192 万 3,000 円の減。事業の精査及び計画の見直し並びに執行残であります。

3 目 量水器設置費、374 万 5,000 円の減。4 目 固定資産購入費、351 万 6,000 円の減。いずれも執行残でございます。

戻りまして、5 ページをごらんください。

平成 22 年度別海町水道事業会計資金計画であります。

受入資金は、2 の営業収益で 459 万 4,000 円の増。3 の営業外収益で 16 万 6,000 円の減。4 の工事負担金で 229 万 3,000 円の減。5 の固定資産売却代金で 3 万 2,000 円の増。合わせまして、216 万 7,000 円を増額し、受入資金を 32 億 1,588 万 8,000 円とするものであります。

次に、支払資金。

1 の営業費用で、1,957 万 5,000 円の減。2 の営業外費用で 4,000 円の増。3 の建設改良費で 2,977 万 3,000 円の減。合わせまして、4,934 万 4,000 円を減額し、支払資金を 6 億 2,754 万 9,000 円とするものであります。

差し引きで、5,151 万 1,000 円を増額し、25 億 8,833 万 9,000 円とするものであります。この金額が、年度末の現金預金の予定額でございます。

6 ページをごらんください。

補正予算給与費明細書でございます。

1 総括。下段の比較の合計欄で説明をいたします。

職員数、給与、法定福利費は変動がございません。給与費手当で 173 万 9,000 円を減額し、上段になります補正後の合計額を 7,284 万 9,000 円とするものであります。

以下、7 ページまでは説明を省略させていただきます。後ほどごらんいただきたいと思います。

8 ページをごらんください。

平成 22 年度別海町水道事業予定損益計算書でございます。

最下段をごらんください。当年度純利益が1億9,300万7,000円となる予定でございます。

9ページの平成22年度別海町水道事業予定貸借対照表については、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第18号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第18号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第3号から日程第21 議案第10号まで

○議長（渡邊政吉君） 日程第14 議案第3号平成23年度別海町一般会計予算、日程第15 議案第4号平成23年度別海町国民健康保険特別会計予算、日程第16 議案第5号平成23年度別海町下水道事業特別会計予算、日程第17 議案第6号平成23年度別海町介護サービス事業特別会計予算、日程第18 議案第7号平成23年度別海町介護保険特別会計予算、日程第19 議案第8号平成23年度別海町後期高齢者医療特別会計予算、日程第20 議案第9号平成23年度町立別海病院事業会計予算、日程第21 議案第10号平成23年度別海町水道事業会計予算の8件については、一括議題といたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

この8件の新年度予算については、予算審査特別委員会を設置し詳細な審査をいたしたいと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明をお願いいたします。

それでは、議案第3号平成23年度別海町一般会計予算の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小守 正君） 議案第3号の内容説明を申し上げます。

別冊の平成23年度別海町一般会計予算書の1ページをお開きください。

議案第3号平成23年度別海町一般会計予算。

平成23年度別海町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ144億1,300万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方債。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第3条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、40億円と定める。

次に、2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算。

まず、歳入でございます。款の金額で申し上げます。

1款町税、5項で、20億2,189万1,000円。

2款地方譲与税、2項で、4億1,200万円。

3款利子割交付金、1項で、520万円。

4款配当割交付金、1項で、80万円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項で、60万円。

6款地方消費税交付金、1項で、1億5,800万円。

7款自動車取得税交付金、1項で、7,200万円。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項で、4,492万2,000円。

9款地方特例交付金、1項で、4,690万円。

10款地方交付税、1項で、68億3,000万円。

11款交通安全対策特別交付金、1項で、530万4,000円。

12款分担金及び負担金、2項で、4億3,061万5,000円。

13款使用料及び手数料、3項で、3億5,657万7,000円。

14款国庫支出金、3項で、9億6,541万1,000円。

15款道支出金、3項で、12億2,031万8,000円。

16款財産収入、2項で、5,279万2,000円。

17款寄附金1項で、10万円。

18款繰入金、1項で、1億5,903万円。

19款繰越金、1項で、1,000万円。

次に、4ページでございます。

20款諸収入、5項で、4億6,164万円。

21款町債、1項で、11億5,890万円。

歳入合計で、144億1,300万円とするものでございます。

次に、5ページをお開きください。

歳出です。

1款議会費、1項で、1億889万円。

2款総務費、6項で、9億9,664万8,000円。

3款民生費、2項で、21億951万9,000円。

4款衛生費、2項で、14億5,307万1,000円。

5款労働費、1項で、2,103万1,000円。

6款農林水産業費、4項で、25億5,098万2,000円。

7款商工費1項で、1億4,384万5,000円。

8款土木費、5項で、13億6,901万9,000円。

次、6ページになります。

9款消防費、1項で、5億1,757万7,000円。

10款教育費、6項で、9億9,382万1,000円。

11款災害復旧費、2項で、11万5,000円。

12款公債費、1項で、19億3,098万9,000円。

13款給与費、1項で、21億8,749万3,000円。

14款予備費、1項で、3,000万円。

歳出合計で、144億1,300万円とするものでございます。

次に、7ページをお開きください。

第2表、地方債です。

起債の目的は、中春別へき地保育園改築事業、こちらの事業から次のページ、8ページのスクールバス購入事業までの26事業と、臨時財政対策債1件で、限度額の合計は8ページにわたりますが、11億5,890万円でございます。

8ページをお開きください。

起債の方法でございますが、普通貸借または証券発行。利率は3%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。償還の方法につきましては、公的資金についてはその融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還、もしくは低利に借りかえることができるというものでございます。

次に歳入歳出事項別明細書の説明は省略させていただきまして、239ページの給与費明細書の説明を申し上げたいと思います。なお、本年度の予算書から、39ページ以降、こちらの歳出の説明欄を事務事業ごとに表示しておりますので、御確認をいただきたいと思います。

それでは、239ページをお開きください。

こちらが給与費明細書となります。

初めに、1の特別職で、比較の欄で申し上げます。表の右下の比較の欄でございます。

その他の特別職で124名の増。給与費の報酬で447万5,000円の減。期末手当では長等で31万6,000円の減。議員で86万1,000円の減。計で117万7,000円の減となります。共済費では、長等で56万9,000円の増。議員で2,954万円の増。計で3,011万8,000円の増額となります。合計になりますが、長等で25万3,000円の増。議員で2,868万8,000円の増。その他の特別職で447万5,000円の減。合計では2,446万6,000円の増となるものでございます。

240ページをお開きください。

こちらは2の一般職となります。

1総括の職員数は、前年度と比較いたしまして8名減。給与費の給与は4,900万円の減。職員手当は、3,488万円の減。計では、8,388万円の減となります。共済費では、9,178万円の減。合計でも、前年度と比較いたしまして、1億7,566万円減額となるものでございます。

以下、職員手当の内訳、あるいは241ページの給料及び職員手当の増減額の明細のほか、この後、242ページから245ページまでの内容説明は、省略をさせていただきたいと思います。

次に、246ページをお開きください。

こちらは債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書となります。

北海道市町村職員共済組合投資住宅賃貸料、平成13年度議決分、以下、全部で255ページまでありますが、77件ございます。合計で申し上げますので、ページをめくっていただきまして255ページをお開きください。

255ページ、一番下の段になります。債務負担行為の合計で限度額は、42億2,004万8,000円、前年度末までの支出見込額につきましては13億3,432万4,000円、当該年度以降の支出予定額は14億7,180万4,000円。なお、上段の括弧の数字につきましては、本年度の支出予算額となります。支出予定額の財源内訳は、国、道支出金が3億3,408万円、その他が620万6,000円、一般財源が11億3,151万8,000円というものでございます。

次に、256ページをお開きください。

こちらは、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

区分1の一般公共事業債から16のその他まで、こちらの合計で前々年度末現在高、平成21年度末でございますが、169億1,560万3,000円。前年度末が、165億723万7,000円、平成23年度中の増減見込み額のうち、平成23年度中起債見込み額が11億5,890万円で、平成23年度中、元金償還見込み額が16億6,630万8,000円、差し引きの平成23年度末現在高、こちらにつきましては159億9,982万9,000円となる見込みとなっております。

この地方債の現在高につきましては、平成13年度の200億円をピークに、年々減少しております。今後も、この表の区分の13にありますが臨時財政対策債、こちらを除く地方債の発行を年間約7億から8億円程度に抑制しながら、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上で、議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） ここで、10分間、休憩を挟みます。

午後 1時58分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議案第4号平成23年度別海町国民健康保険特別会計予算、議案第6号平成23年度別海町介護サービス事業特別会計予算、議案第7号平成23年度別海町介護保険特別会計予算、議案第8号平成23年度別海町後期高齢者医療特別会計予算の4件について、順次説明を求めます。

それでは、福祉部長。

○福祉部長（田村秀男君） 議案第4号平成23年度別海町国民健康保険特別会計予算の内容説明を申し上げます。

別冊の予算書をごらん願います。

本予算は例年のとおり、医療費、あるいは課税所得の不確定、さらに制度上の各種支援金、拠出金、納付金の確定が4月になることから、6月の2定での肉づけをする骨格予算となっております。

それでは1ページをごらんください。

平成23年度別海町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入支出予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億3,900万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定める。

第3条、歳出予算の流用。

地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、保険給付費に計上した負担金補助及び交付金に係る予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次、2ページをお開きください。

先に、3ページの歳出から御説明いたします。

歳出です。

1款総務費、2,244万9,000円。

2款保険給付費、14億1,856万5,000円。

3款後期高齢者支援金等、3億5,193万9,000円。

4款前期高齢者納付金等、102万3,000円。

5款老人保健拠出金、2万円。

6款介護納付金、1億6,848万2,000円。

7款共同事業拠出金、3億5,269万3,000円。

8款保健事業費、2,147万4,000円。

次、4ページに移ります。

9款諸支出金、135万5,000円。

10款予備費、100万円。

歳出合計で23億3,900万円とするものであります。

次、2ページにお戻り願います。

歳入です。

1款国民健康保険税、9億1,921万8,000円。

2款国庫支出金、6億4,364万3,000円。

3款療養給付費等交付金、4,432万2,000円。

4款前期高齢者交付金、8,600万6,000円。

5款道支出金、1億3,296万4,000円。

6款共同事業交付金、3億1,120万円。

7款繰入金、1億3,015万8,000円。

8款繰越金、1万円。

9款諸収入、7,147万9,000円。

歳入合計で23億3,900万円とするものでございます。

次の事項別明細書等の説明は、省略させていただきまして、25ページをお開き願いま

す。

給与費明細書でございます。

1の特別職。これは、国民健康保険運営協議会委員に係るものですが、下段の比較の欄で説明いたします。

職員数でございますけれども、7人は前年と変わりはありません。それから、給与費につきましても前年同様でございます。

以上で、平成23年度別海町国民健康保険特別会計予算の説明といたします。

続きまして、議案第6号平成23年度別海町介護サービス事業特別会計予算の内容説明を申し上げます。

別冊の予算書の1ページをごらん願います。

平成23年度別海町介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億9,820万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算です。

款のみで説明させていただきます。

まず、歳入です。

1款介護サービス費、4億7,432万円。

2款使用料及び手数料、9,465万4,000円。

3款財産収入、83万2,000円。

4款繰入金、3億1,460万円。

5款繰越金、1万円。

6款諸収入、1,378万4,000円。

歳入合計で、8億9,820万円とするものでございます。

次に、3ページの歳出です。

1款介護サービス事業費、3億6,821万2,000円。

2款公債費、6,862万7,000円。

3款給与費、4億5,836万1,000円。

4款予備費、300万円。

歳出合計で、8億9,820万円とするものでございます。

次の事項別明細書等の説明は省略をさせていただきます、25ページをお開きください。

給与費明細書でございます。

1の一般職、(1)の総括です。表の下段の比較の欄で御説明いたします。

職員数は1名の増でございます。特別養護老人ホームの看護師1名の増によるものでございます。それから、給与費の給料で539万4,000円の増、職員手当で573万2,000円の減、それから給与費の計では33万8,000円の減となります。共済費で426万7,000円の増。合計で、392万9,000円の増となるものでございます。

職員の手当の内訳につきまして、以下は説明を省略させていただきます。

次に、31ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。

合計欄で申し上げます。なお、区分欄の病院事業でございますけれども、この内容は老人保健施設、それから訪問看護ステーション及び医療技術職員住宅の建設にかかわるものでございます。

その次の、厚生福祉施設整備事業でございますけれども、これはデイサービスセンターの建設に係る分でございます。

それでは、前々年度末現在高、これは平成21年度末の現在高でございますけれども、8億8,146万2,000円。前年度末現在高見込額、これは平成22年度末の現在高の見込み額でございますけれども、8億3,166万3,000円。当該年度中の増減見込みでございますけれども、当該年度中の起債見込みはございません。それから、当該年度中の元金の償還見込みでございますけれども、これは平成23年度中でございますが、5,103万5,000円となっております。

一番右側の当該年度末現在高の見込額、これは平成23年度末になりますけれども、7億8,062万8,000円となるものでございます。

以上で、平成23年度別海町介護サービス事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第7号平成23年度別海町介護保険特別会計予算の内容説明を申し上げます。

別冊の予算書、1ページをごらんください。

平成23年度別海町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億6,210万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

次に、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算でございます。

款のみで説明させていただきます。

歳入。

1款保険料、1億5,056万5,000円。

2款分担金及び負担金、23万8,000円。

3款国庫支出金、2億2,750万7,000円。

4款支払基金交付金、2億7,807万8,000円。

5款道支出金、1億3,905万5,000円。

6款財産収入、2万5,000円。

7款繰入金、1億6,565万5,000円。

8款繰越金、1万円。

9款諸収入、96万7,000円。

歳入合計で、9億6,210万円とするものであります。

次に、4ページをお開きください。

歳出です。

1款総務費、1,805万3,000円。

2 款保険給付費、9 億 2,323 万 6,000 円。

3 款地域支援事業費、1,738 万 6,000 円。

4 款基金積立金、2 万 5,000 円。

5 款諸支出金、40 万円。

6 款予備費、300 万円。

歳出合計で、9 億 6,210 万円とするものでございます。

次の事項別明細書等の説明は、省略させていただきます、23 ページをお開き願います。

給与費明細書でございます。

1 の特別職。これは、介護認定審査会の委員と高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員にかかわるものでございますが、下段の比較の欄で御説明いたします。

特別職で職員 10 名の増となっておりますけれども、これは本年度、新たに第 5 期の介護保険事業計画を策定する委員 10 名分の増でございます。また、給与費の報酬 36 万 5,000 円の増につきましても、同様、第 5 期の介護保険事業計画策定委員の分でございます。

以上で、平成 23 年度別海町介護保険特別会計予算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 8 号平成 23 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算の内容説明を申し上げます。

まず 1 ページでございます。

平成 23 年度別海町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 3,270 万円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

3 ページをお開きください。

第 1 表、歳入歳出予算でございます。

款のみで説明させていただきます。

1 款後期高齢者医療保険料、8,923 万 8,000 円。

2 款繰入金、4,294 万 1,000 円。

3 款繰越金、1,000 円。

4 款諸収入、52 万円。

歳入合計で、1 億 3,270 万円とするものでございます。

次に、4 ページをお開きください。

歳出です。

1 款総務費、190 万 3,000 円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 億 2,728 万 7,000 円。

3 款諸支出金、51 万円。

4 款予備費、300 万円。

歳出合計で、1 億 3,270 円とするものでございます。

次の事項別明細書等の説明は、省略させていただきます。

以上で、平成 23 年度別海町後期高齢者医療特別会計の内容説明とさせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 次に、議案第5号平成23年度別海町下水道事業特別会計予算、議案第10号平成23年度別海町水道事業会計予算の2件について、順次説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（田中忠敏君） それでは、議案第5号平成23年度別海町下水道事業特別会計予算について御説明いたします。

お手元の予算書の1ページをお開き願います。

平成23年度別海町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億5,840万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、債務負担行為。

地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方債。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

3ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算です。

項の金額を省略して、款の金額で申し上げます。

歳入。

1 款分担金及び負担金、1 項で5 4 7 万 5, 0 0 0 円。

2 款使用料及び手数料、1 項と2 項で1 億5, 1 3 5 万 2, 0 0 0 円。

3 款国庫支出金、1 項で3, 8 6 0 万円。

4 款繰入金、1 項で3 億2, 7 9 6 万 6, 0 0 0 円。

5 款繰越金、1 項で1 万円。

6 款諸収入、1 項と2 項で2 4 9 万 7, 0 0 0 円。

7 款町債、1 項で3, 2 5 0 万円。

歳入合計で、5 億5, 8 4 0 万円とするものです。

4ページをお開き願います。

歳出です。

1 款総務費、1 項で1, 5 5 6 万 9, 0 0 0 円。

2 款下水道施設費、1 項で1 億4, 8 8 6 万 4, 0 0 0 円。

3 款集落排水施設費、1 項と2 項で5, 5 0 4 万 4, 0 0 0 円。

4 款公債費、1 項で3 億1, 1 2 5 万円。

5 款給与費、1 項で2, 4 6 7 万 3, 0 0 0 円。

6 款予備費、1 項で3 0 0 万円。

歳出合計で、5 億5, 8 4 0 万円とするものです。

5ページです。

第2表、債務負担行為です。

事項として、平成23年度水洗便所改造等資金融資による金融機関に対する損失補償。

これは貸出資金を返済できないケースが出た場合に、その損失を補償するものです。期間は平成23年度から平成28年度までで、限度額は210万円です。

別海町水洗便所改造資金融資条例に基づく金融機関に対する負担、これは平成23年度融資分に対する利子補給でございます。期間は平成24年度から平成28年度まで、限度額は1万円でございます。

6ページをお開き願います。

第3表、地方債です。

起債の目的ですけれども、特定環境保全公共下水道事業。限度額が3,250万円。起債の方法は普通貸借でございます。利率は3%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。償還の方法は、公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借りかえすることができるとするものです。

次の、歳入歳出予算の事項別明細書等については省略をいたしまして、25ページをお開き願います。

給与費明細書です。

1 一般職。(1)総括。区分欄の比較で申し上げます。

職員数については増減はございません。給与費の給料、6万1,000円の増。職員手当で20万9,000円の減。給与費計で14万8,000円の減。共済費で16万6,000円の増。合計で、本年度1万8,000円増の2,467万3,000円の予定でございます。

次の職員手当の内訳等については、省略をさせていただきます。

29ページをお開き願います。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

下水道事業一般分と臨時財政特例債等の合計で申し上げます。

前々年度末現在高、平成21年度末でになります。28億3,057万2,000円。前年度末現在高見込額、これは平成22年度末です。26億496万円。当該年度中、平成23年度中ですけれども、増減見込み額で当該年度中起債見込額が3,250万円。当該年度中元金償還見込額が2億4,521万8,000円。当該年度末現在高見込額が23億9,224万2,000円の予定でございます。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

引き続き、議案第10号平成23年度別海町水道事業会計予算について御説明いたします。

お手元の予算書1ページをお開き願います。

平成23年度別海町水道事業会計予算です。

第1条、総則。

平成23年度別海町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

業務の予定量を、次のとおりとする。

1、給水件数7,077件、2、年間総給水量529万2,432立方メートル、3、1日平均給水量1万4,500立方メートル。

第3条、収益的收入及び支出。

収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益、1項と2項を合わせまして、7億733万5,000円。

支出。

第1款水道事業費用、第1項から第3項まで合わせまして、5億3,112万4,000円。

第4条、資本的收入及び支出。

資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的收入額が資本的支出額に対して不足する額3億563万5,000円は、減債積立金1億3,025万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額867万7,000円、過年度分損益勘定留保資金1億6,670万8,000円で補てんするものとする。）

収入です。

第1款資本的收入、第1項で1,761万円。

支出。

第1款資本的支出、第1項と第2項合わせまして、3億2,324万5,000円。

2ページをお開きください。

第5条、一時借入金。

一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

次に掲げる経費は、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費7,480万4,000円、(2)交際費5万円。

第7条、たな卸資産購入限度額。

たな卸資産購入限度額は、1,825万6,000円と定める。

3ページ、4ページの計画については、説明を省略をいただきまして、5ページをお開きください。

平成23年度別海町水道事業会計資金計画です。

受入資金、支払資金の差引金額で申し上げます。

前年度、平成22年度ですけれども、決算見込額で25億8,833万9,000円。当年度予定額が26億7,995万3,000円。増減で9,161万4,000円の増となる予定でございます。

6ページをお開きください。

給与費明細書です。

1総括。比較の合計で申し上げます。

職員数、一般職1名の減。給与費、給料で403万円の減。手当で227万1,000円の減。合わせまして630万1,000円の減となります。法定福利費で195万5,000円の減。合計で、本年度825万6,000円減の7,480万4,000円の予定でございます。

以下の明細については、説明を省略いただきまして、以上で、議案第10号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 次に、議案第9号平成23年度町立別海病院事業会計予算の説明

を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（真籠 毅君） 議案第9号の内容説明をいたします。

お手元の町立別海病院事業会計予算書の1ページをお開き願います。

平成23年度町立別海病院事業会計予算。

第1条、総則。

平成23年度町立別海病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

業務の予定量は、次のとおりとする。

1、病床数99床。

2、年間患者数9万478人。

3、1日平均患者数340人。

4、主要な建設改良事業。1、町立別海病院整備事業、事業費が10億3,031万6,000円。これは、新病院及び院外保育所の建設が主なものでございます。2の医療機械器具購入事業でございます。事業費1億3,852万6,000円。新病院に設置するリハビリ用機器、手術台、无影灯が主なものでございます。

第3条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

まず、収入です。

第1款、第1項から第3項合わせまして、病院事業収益18億1,483万4,000円とするものでございます。

支出。

第1款病院事業費用、第1項から第4項合わせまして、18億8,959万3,000円とするものでございます。

次のページに参ります。

第4条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,987万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金3,987万6,000円で補てんするものとする。）

収入。

第1款資本的収入、第1項から第4項合わせまして、11億8,981万3,000円。

支出。

第1款資本的支出、1項2項合わせまして、12億2,968万9,000円。

第5条、企業債。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

まず、起債の目的です。町立別海病院整備事業及び医療機械器具購入事業の2点でございます。限度額の合計は、7億7,010万円。起債の方法、利率、償還の方法は、いずれも同じでございます。起債の方法、証書借り入れ。利率3.0%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰り上げ償還または低利に借りかえることができる。

第6条、一時借入金です。

一時借入金の限度額は、9億1,000万円と定める。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費、12億1,152万1,000円。2、交際費200万円。

第8条、他会計からの補助金。

次に掲げる事由により、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

1、医師及び看護師等の研究研修に要する経費、320万6,000円。

2、病院事業職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費、1,810万4,000円。

3、病院事業職員の追加費用負担金に要する経費、2,045万4,000円。

4、子ども手当に要する経費、578万4,000円。

5、院内保育所に要する経費、1,075万7,000円。

第9条、たな卸資産の購入限度額。

たな卸資産の購入限度額は、2億2,579万7,000円と定める。

第10条、重要な資産の取得。

重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類、建物。名称、町立別海病院建設工事。数量、一式。

種類、機械備品。名称、電動ベッド購入ほか。数量、一式。

第11条、予定支出の各項の経費の金額の流用。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

決算により消費税及び地方消費税予算に不足が生じた場合、その充当のため項間の流用ができるものとする。

次に、8ページをお開きください。

平成23年度町立別海病院事業会計資金計画でございます。

上段になります。受入資金の当年度予定額は、43億1,645万円。中段になりますが、支払基金の当年度予定額は41億8,934万1,000円。下段の差し引きでございますが、1億2,710万9,000円。これが、平成24年3月末の現金預金の残高となる予定でございます。

次のページになります。

給与費明細書を説明いたします。

総括の比較の合計で申し上げます。

1総括。比較、職員数、一般職6名の増。この内訳でございますが、内科医1名、看護師4名、助産師1名の増を見ております。給与費ですが、給料につきましては、2,654万8,000円の増、報酬賃金3,185万6,000円の減。手当でございますが、1,416万8,000円の増。給与費の合計の比較では、886万円の増となります。次に、法定福利費ですが、比較で1,305万2,000円の増。合計で、本年度の比較の部分ですが、2,191万2,000円の増をとりまして、本年度の合計額が12億1,152万1,000円となるものでございます。

以下の説明は省略いたしまして、以上で、議案第9号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、議案第3号から議案第10号までの平成23年度別海町各会計予算8件について、内容説明が終わりました。

ここで、お諮りします。

平成２３年度別海町各会計予算の８件については、全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置して、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第３号から議案第１０号までの８件については、全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、特別委員会の名称は、平成２３年度別海町各会計予算審査特別委員会といたします。

次に、委員長及び副委員長の選出については、さきの議会運営委員会において先例に基づき候補者が選考されております。

お諮りいたします。

委員長及び副委員長の選出については、議会運営委員会での選考に基づき、委員長に１３番池田幸雄議員、副委員長に８番松原政勝議員とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、平成２３年度別海町各会計予算審査特別委員会の委員長に、１３番池田幸雄議員、副委員長に８番松原政勝議員と決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま、全員による平成２３年度別海町各会計予算審査特別委員会が設置されましたので、本会議での質疑は省略をいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、質疑は、省略することに決定をいたしました。

◎日程第２２ 議案第１９号

○議長（渡邊政吉君） 日程第２２ 議案第１９号別海町自治基本条例の制定についてを議題といたします。

内容について、説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

本件については、自治基本条例審査特別委員会を設置し、詳細な審査をいたしたいと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明をお願いをいたします。

それでは、総務部長。

○総務部長（小守 正君） 議案第１９号の別海町自治基本条例の制定について、内容説明を申し上げます。

議案は、１７ページからになりますけれども、本議案につきましては、昨年４月からこの条例制定に向け本格的に取り組んでまいりましたけれども、議会の皆様方の御協力を得ながら、そして町民の皆様方の御意見や別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会からの提言をもとに策定作業を進め、このたび議案として提出させていただいたところでございます。

それでは、別海町自治基本条例の策定に至る背景や経過、条例の概要等について御説明

申し上げます。

まず、この条例づくりの背景でございますが、近年、地方分権改革の推進により、国から地方への権限や財源の移譲が進む中、自己決定、自己責任に基づいた自治体運営が求められるようになってまいりました。

また、政権交代により、地域のことは地域で決めるという地域主権の確立に向けた地方自治体の裁量や自由度が増すことになり、町民の皆様方の意思に基づいたみずからの判断と責任による行政運営が求められ、住民自治の拡充を図り、住民の意思を十分に反映させるための仕組みづくりや、町民の皆様方が生き生きと暮らし、活動できる町の実現を図るためには、多くの人たちの視点から町政運営が行われる必要があります、町政運営の透明化による参加、協働、情報の共有などの仕組みづくりと情報公開、個人情報保護、計画的行財政運営、組織編成、行政評価などの町政運営の基本原則を定める必要性が高まってまいりました。

このようなことから、別海町にふさわしい町政運営の基本原則や自治推進のための基本理念を定める自治基本条例の制定に向け議会の協力も得ながら、町民の皆様方とともに力を合わせて作成してきたものでございます。

次に、条例の概要について説明を申し上げたいと思います。

議案資料になりますが、議案第19号資料という別冊で資料がわたっていると思いますが、そちらの1ページをお開きいただきたいと思います。

この1ページの左のページになりますけれども、別海町自治基本条例の構造ということになります。こちらのほうをごらんいただきたいと思います。この条例は、条例の理念や原則、理念・原則を受けた制度、制度の担い手の具体化、維持・発展の制度の4分野により、前文と本文、第10章で構成されております。

次に、議案の18ページから、条例の概要等について順次、御説明申し上げます。

議案の18ページ以降を見ていただければと思います。

前文につきましては、町の地理的特徴や成り立ち、これまでの発展の経過、条例制定のねらいを簡素に記述しております。

次に、第1章の総則では、町民の皆様方が主体のまちづくりのルールを定めております。

第1条は、目的。

第2条は、条例の位置づけ。

第3条は、定義。用語の意義でございます。

第4条は、基本理念で、町民憲章の尊重や町民の皆様方と議会と行政がまちづくりの主体として将来の別海町を築き上げていくことを定めております。

第5条は、基本原則を定めているものでございます。

次に、第2章でございますが、情報の共有でございます。

まちづくりを進めるためには、情報の共有が欠かせません。この章では、情報共有がまちづくりの根源であることを定めております。

第6条、情報共有の基本。

第7条は、情報提供。

第8条は、情報公開で、町民の皆様方には町政に関する情報の開示を求める権利があると定めております。

第9条は、説明責任で、議会と行政の保有する情報の町民の皆様方への説明責任を、そ

して第10条は個人情報の保護でございます。

第11条は、町民の皆様方の意見などへの取り扱い、第12条は、町民参加の基本を定めております。

第3章は、町民参加と協働でございます。

この章では、町民の皆様方のまちづくりへの参加の方法や協働の推進のほか、住民投票についても定めております。

第13条は、町民参加の推進。

第14条は、町民参加の方法。

第15条は、協働の推進。

第16条は、住民投票で住民投票の制度の基本は、住民投票を実施する必要に応じて条例で定める個別設置型住民投票制度として定めたところでございます。

また、第17条では、住民投票の請求及び発議について定めております。

次に、第4章町民です。

この章では、まちづくりにおける町民の皆様方の権利と権利の保障、役割等について定めております。

第18条は、町民の権利で、町民の皆様方にまちづくりに参加する権利があることや、行政サービスを受ける権利等について定めております。

第19条は、町民の役割及び責務。

第20条は、事業者の役割。

第21条は、地域活動団体の役割で、それぞれまちづくりの主体としての役割等について定めているところでございます。

次に、第5章の地域コミュニティです。

この章では、人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち活動する組織や団体等のコミュニティ活動への参加や議会と行政のかかわりについて定めております。

第22条では、地域コミュニティ。

第23条は、地域コミュニティにおける町民の役割。

第24条では、議会、行政及び地域コミュニティのかかわりについて定めております。

議案の24ページになります。

第6章は、議会です。こちらにつきましては、地方自治法上の規定もございしますが、議会は町民の皆様方の信託より設置するということを改めて定義づけたものでございます。この章の内容につきましては、議会運営委員会で御検討をいただきながら、条文としてまとめられたものでございます。

第25条は、議会の設置です。これは、町民の皆様方の信託にこたえ、町民の代表機関として議会を置くということでございます。

第26条は、議会の役割。

第27条は、議会の権利。

第28条は、議会の責務。

第29条では、議員の責務で、議員の皆様方の果たすべき責任と義務について定めております。

第30条は、議会の運営についてでございますが、こちらは町民の皆様方へ開かれた議会を目指すというものでございます。

第7章は、行政でございます。

この章では、執行機関としての行政の基本的な役割と責任、義務について定めております。

第31条は、執行機関の役割及び責務。

第32条は、町長の設置。

第33条は、町長の役割と責務。

第34条は、執行機関の職員の役割及び責務について定めております。こちらは、執行機関がまちづくりの推進のため、町民の皆様方や議会とも連携、協力しながら町政を執行するほか、町長や職員の役割や責務について定めているものでございます。

第8章は、行財政運営の原則について定めております。

この章では、総合計画に基づき計画的な行財政運営を行っていくための基本的な取り組みや組織体制について定めております。

第35条は、総合計画で現在の第6次総合計画が町における最上位の計画であると位置づけております。

第36条は、行政評価。

第37条は、財政運営で、行政は健全な財政運営を行うことを定めております。

第38条は、組織体制。

第39条は、行政手続き。

第40条は、政策法務。

第41条は、危機管理で、緊急時の危機管理体制の整備の必要性などについて定めております。

第9章は、連携及び協力についてでございます。

この章では、私たちはさまざまな人たちの知恵や意見をまちづくりに生かし、企業、大学、研究機関などと連携、協力しながらまちづくりを進めていくということを定めております。

第42条は、さまざまな人々との連携及び協力。

第43条は、国及び北海道との連携及び協力。

第44条では、他の市町村との連携及び協力について定めたところでございます。

最後になりますが、第10章は、条例の見直し。

第45条の条例の見直し条文でございます。この条例は、町民の皆様方が主役のまちづくりを進めていく上での基本的な事項を定めたものでございますが、よりよい条例へ成長させていくために、また条例の目的を達成しているか総合的に検討するため、別海町自治推進委員会を設置し、定期的に条例の見直しを行おうとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行するというものでございます。

昨年4月から本格的に取り組んでまいりましたこの条例案の作成に当たり、一部の方々から町民の皆様方への説明が不足している、あるいは策定までの時間が短いとの意見もありますが、町民の皆様方の参画により、みんなで作る自治基本条例検討委員会からの提言をしっかりと受けとめ、議案として提出させていただいたところでございます。

そして、この自治基本条例は、町民の皆様との情報の共有や議員の皆様方の責務、そして職員の役割や責務などが条文化され、議会や執行機関における職務遂行のための努力や意識改革が今まで以上に求められることとなりますが、第6次総合計画ともにつくる別

海創造プランの推進に向け、それぞれの役割を再認識しながら、新たな自治の仕組みづくりをともにつくっていくための最高規範として、これからもみんなで守り、つくり育てていく、そのような条例になることを期待をいたしまして、ここに別海町自治基本条例案を提案するものでございます。

以上で、議案第19号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第19号の内容説明が終わりました。

ここでお諮りをいたします。

本件については、全員をもって構成する自治基本条例審査特別委員会を設置して、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第19号については、全員をもって構成する自治基本条例審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、特別委員会の名称は、別海町自治基本条例審査特別委員会といたします。

なお、次に委員長及び副委員長の選出については、さきの議会運営委員会において、先例に基づき、候補者が選考されております。

お諮りをいたします。

委員長及び副委員長の選出については、議会運営委員会での選考に基づき、委員長に10番戸田憲悦議員、副委員長に4番安部政博議員とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、別海町自治基本条例審査特別委員会の委員長に、10番戸田憲悦議員、副委員長に4番安部政博議員と決定いたしました。

お諮りをいたします。

ただいま、全員による別海町自治基本条例審査特別委員会が設置されましたので、本会議での質疑は省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、質疑は、省略することに決定をいたしました。

ここで、10分間、休憩をいたします。

午後 3時10分 休憩

午後 3時20分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第23 議案第20号

○議長（渡邊政吉君） 日程第23 議案第20号別海町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮部正好君） 議案第20号別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

議案の２８ページをお開き願います。

本件につきまして、別海町議会の議員報酬は、月の途中で就任、または離任した場合に１カ月分を支給しておりますが、これをその月の歴日数による日割り支給に改めることとし、各条文の文言整理を行おうとするものでございます。

議案の朗読につきましては、省略をさせていただき、議案資料、別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する別海町条例の新旧対照表により、説明をいたします。

議案資料の１ページをお開き願いたいと思います。

改正後の欄で御説明申し上げます。

第１条、趣旨につきましては、条文の文言を整理し、別海町議会議員の議員報酬額、費用弁償及び期末手当の額並びに支給方法については、この条例の定めるところによると改めるものでございます。

第２条は、見出し。

議員報酬の支給を議員報酬に改め、支給額につきまして改正前の別表をなくし、第１項の条文中に追加し、表記をするものでございます。

第２項の改正は、議員報酬の支給について前項に規定するそれぞれの職についた日から支給すると改めるものでございます。

第３項の改正は、議員報酬の支給について、その職を離れたときは、その日までの議員報酬を支給するというように改めるものでございます。

議案資料２ページでございます。

第４項の改正は、議員が死亡により、その職を離れたときは当月分までの議員報酬を支給すると条文を改めるものでございます。

第５項の改正は、改正前の第３項の規定、これにつきまして文言の整理を行い、改めて第５号とするものでございます。

第６項の改正は、第２項及び第３項の規定により、議員報酬を日割りで支給する場合、その月の現日数を基礎として計算するための規定を新たに追加するものでございます。

第７項の改正は、前項の規定による日割り計算のときに生じる円未満の端数について切り捨て処理を行う規定を新たに追加するものでございます。

第３条の改正は、見出しを議員報酬の支給日と改め、条文を議員報酬の支給日は一般職の職員の支給の例によると改めるものでございます。

第４条、費用弁償の改正は、改正前の第１項及び第２項の文言の整理を行い、改正後は、第１項で議員が召集に応じ、または委員会に出席し、その他、公務のため旅行するときは費用弁償を支給するに改めるものでございます。

第２項では、前項の規定により支給する費用弁償の額は、別表のとおりとすると改めるものでございます。

議案資料の３ページでございます。

第３項の改正は、議員に支給する旅費について、前項に定めるもののほか、別海町職員等の旅費に関する条例の適用を受ける職員に支給する旅費の例によると規定を新たに追加するものでございます。

第６条の改正は、見出しを期末手当に改め、第１項の条文に期末手当の支給日を６月支給の場合は６月３０日までに、１２月支給の場合は１２月３１日までに支給するという規定を設け、文言の整理を行うものでございます。

また、第2項の改正は、文言の整理を行い、条文を改めるものでございます。

第3項の改正ですが、改正前の第6条第1項のただし書き、この規定を追加するものでございます。

議案資料3ページの後段から、4ページにかけての説明でございます。

第7条の改正は、見出しを委員と改め、文言の整理を行うものでございます。

別表、第4条関係につきましては、表の名称を改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成23年4月1日から施行する。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第20号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第24 議案第21号

○議長（渡邊政吉君） 日程第24 議案第21号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について、説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮部正好君） 議案第21号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案の31ページをお開き願います。

本件につきましては、平成23年4月1日施行の給与法の改正、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成22年法律第53号）でございますが、これに基づき、現行制度におきましては、月60時間を超える時間外勤務にかかわる時間外勤務手当の支給割合を適用する場合、日曜日、またはこれに相当する日を除くとされておりますが、日曜日、またはこれに相当する日を含めることとして、結果的に改正後におきましては、すべての日に適用されることとなるものでございます。

また、この給与法改正に基づきまして、平成23年度以降に支給する期末手当及び勤勉手当の支給率を改正しようとするものでございます。

また、さらにこの給与法改正に基づき、43歳までの若手、中堅総職員に対し、1号俸の調整昇給を行おうとするものでございます。

この調整昇給につきましては、平成18年度から平成21年度までの4年間、全職員に昇給を毎年1号俸抑制しておりましたが、この経過措置によって給与水準が民間より下回っている傾向にある若年、中堅層の職員に対し、抑制されてきた昇給の回復を図ることとし、1号俸の調整昇給を行おうとするものでございます。

議案説明に当たりまして、議案の朗読は省略させていただき、議案資料で御説明を申し上げます。

議案資料の5ページをお開き願います。

別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する別海町条例新旧対照表でございます。

第11条、時間外勤務手当。

第5項の改正は、改正前の条文において、アンダーライン部分の文言を削除し、月60

時間を超える時間外勤務手当の支給率適用を日曜日、またはこれに相当する日も含めるとするものでございます。

次に、第16条期末手当でございます。

第2項の改正は、再任用の職員以外の職員について、6月の支給率を100分の125から、100分の122.5に、12月の支給率を100分の135から、100分の137.5に改め、第3項の改正では前項の改正に伴い、再任用職員にかかわる読みかえ規定の整理を行おうとするものでございます。

第17条勤勉手当でございます。議案資料の6ページをお開き願います。

第2項第1号は、再任用の職員以外の職員の勤勉手当にかかわる支給率を100分の65から、100分の67.5に改め、同項の第2号は再任用職員の勤勉手当にかかわる支給率を6月及び12月支給率を100分の32.5に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、1、施行期日、この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2、平成23年4月1日における号俸の調整。平成23年4月1日において、43歳に満たない職員、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除くのうち、平成22年1月1日に昇給した職員、その他、これに準じる職員として、町長が認めるものの平成23年4月1日における号俸を1号俸、上位の号俸とする。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第21号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第25 議案第22号

○議長（渡邊政吉君） 日程第25 議案第22号別海町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について、説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮部正好君） 議案第22号別海町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを説明いたします。

議案の33ページをお開き願います。

本件につきましては、医療業務に従事する医師の定年を現行の60歳から65歳に延長するための所用の改正をするものでございます。

議案の朗読をもって、説明とさせていただきます。

議案第22号別海町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

別海町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

別海町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例。

別海町職員の定年等に関する条例（昭和58年別海町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条に、次のただし書きを加える。

ただ、医療業務に従事する医師の定年は、年齢65年とする。

附則として、この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

なお、改正条例の新旧対照表が、議案資料の７ページにありますので、後ほどごらん願いたいと思います。

以上で、議案第２２号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第２２号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第２６ 議案第２３号

○議長（渡邊政吉君） 日程第２６ 議案第２３号別海町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について、説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（竹中 仁君） 議案第２３号別海町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明申し上げます。

本条例は、地方自治法の改正に伴い、平成１８年３月に制定されたものですが、制定から５年を経過し、その条例の適用範囲をより明確にすべく、今回、その一部を改正しようとするものでございます。

議案本文の朗読は省略をさせていただき、議案資料で御説明をいたします。

議案資料の８ページをごらんください。

条例の新旧対照表になってございます。

今回の一部改正は、第２条第２号以降の部分で、この第２条では、性質別に契約の内容を例示しております。

右側の現行条例第４号で、社会福祉施設等で利用者と日常的に接する必要がある業務にかかわる契約。この部分に該当するものとして、これまで福祉施設等の受け付け案内をその対象契約としておりましたが、この業務を改正後の第２号に例示し、現行の第４号については削除するものでございます。

また、第２号の施設設備にかかわる契約として、保守点検業務に加え、運転管理、維持管理を追加し、文言の整理を合わせ行っております。

いずれも、単年度ごとの契約により受託者が変更になった場合、業務の安定した履行や良質なサービス提供に支障が生じるおそれがあるものとして具体的に例示したものです。

さらに、現行の第５号、その他、全各号に準ずる内容の契約で、町長が特に必要と認めるもの、この対象となる契約が不明確であるため、改正後の第４号に繰り上げまして、その内容を全各号に掲げるもののほか、複数年にわたり契約を締結しなければ、安定的な役務の提供を受けることに支障を及ぼすおそれがある契約で規則で定めるものと、規則に委任し、具体的契約種別を明確にするものでございます。

規則に定める具体的な契約例といたしましては、情報システムの運用、維持管理、保守点検等の業務、運送、または保管の業務、医療事務の業務、廃棄物処理業務などを予定しております。

次に、第３条につきましては、機械警備の業務委託についてのみ、長期継続契約を締結

することができる期間を8年とするものです。

これは、機械警備実施のため、受託者が設置する警備機械の焼却年数がおおむね8年であることから、5年の契約期間では、機械損料分の委託費が割高となるため、町として有利な契約締結が可能となるよう、機械警備に限定してこの期間を延長するというものでございます。

以上で、議案第23号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第23号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第27 議案第24号

○議長（渡邊政吉君） 日程第27 議案第24号別海町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について、説明を求めます。

保健課長。

○保健課長（佐藤秀明君） 議案第24号別海町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定についての内容説明をいたします。

本条例は、昭和54年に制定され、予防接種法及び結核予防法の規定に基づき実施された予防接種において、健康被害を受けたときに適正かつ円滑な措置を行うために設置されております。

この委員会の委員は、北海道知事が推薦する専門医師1名、根室三郡医師会が推薦する医師1名、それと中標津保健所長の3名を町長が委嘱し、構成されております。

本条例の第4条第2項ですが、費用弁償は、別海町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第4条、第2項、別表第2に定める額となっておりますが、今回、この条項を費用弁償は特別職の職員で、非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例に定める額に改めようとするものであります。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第24号別海町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

別海町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

別海町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例。

別海町予防接種健康被害調査委員会条例（昭和54年別海町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号を次のように改める。

費用弁償は、特別職の職員で、非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年別海村条例第43号）別表第2に定める額。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第24号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行い

ます。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第 28 議案第 25 号

○議長（渡邊政吉君） 日程第 28 議案第 25 号別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について、説明を求めます。

母子健康センター長。

○母子健康センター長（笠原悦雄君） 議案第 25 号別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例の制定についての内容を説明いたします。

本条例改正の目的の 1 点目は、新たなサービスとしてベビーマッサージ指導を加えようとするものです。

ベビーマッサージは、赤ちゃんとお母さんのコミュニケーションやリラクゼーションの効果だけにとどまることなく、親子の絆が深まり、産後のうつや育児ノイローゼへの解消、幼児虐待防止にも効果があるということで、最近、徐々に取り入れられてきているサービスでございます。

2 点目は、既存サービスの名称をわかりやすい名称に変更しようとするものです。

3 点目は、使用料を町内に住所を有する町民と、その他に区分しようとするものです。なお、町内に住所を有する町民の方の使用料については、変更はございません。

それでは、議案を朗読したいと思います。

別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例の制定について。

別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例。

別海町母子健康センター設置条例（平成 10 年別海町条例第 14 号）の一部を、次のように改正する。

第 4 条の表中、区分、乳房処置指導管理料、使用料、1 回につき 1,000 円を、区分、乳房マッサージ指導、使用料、町内に住所のある町民、1 回につき 1,000 円、その他、1 回につき 2,000 円。

区分、ベビーマッサージ指導、使用料、町内に住所のある町民 1 回につき 1,000 円、その他、1 回につき 2,000 円に改める。

附則といたしまして、この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行しようとするものです。

以上で、議案第 25 号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 25 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

5 番瀧川議員。

○5 番（瀧川榮子君） 別海町の助産婦さんの乳房マッサージというのは、本当に定評があります。

町内の方は 1 回 1,000 円なのですけれども、町外の方は 2,000 円ということですよ。

が、町外の方はどれぐらいいらっしゃるのでしょうか、そのことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 母子健康センター長。

○母子健康センター長（笠原悦雄君） お答えしたいと思います。

ことしの例でございますが、2月までに別海町の方が189件、町外の方が51件でございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員、よろしいですか。

瀧川議員。

○5番（瀧川榮子君） 町外の方は51件ということなのですけれども、一気に2,000円というのではなくて、もう少し何か金額的な設定というのを考慮いただければと思うのですけれども。

○議長（渡邊政吉君） ちょっと瀧川議員に申し上げます。

これは質疑のみ受けているのですが……、検討されているということで……、センター長。

○母子健康センター長（笠原悦雄君） お答えいたします。

民間の方で、この乳房マッサージ等を実施しているところもございます、その方々の大体利用している料金が、別海町との今の決まっている料金とかなり差があるということで、町民に関しては今回据え置きさせていただきましたけれども、町外の方には民間のサービスを提供しているところも考慮しまして今回、2,000円にさせていただきました。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第29 議案第26号

○議長（渡邊政吉君） 日程第29 議案第26号別海町漁業集落排水事業償還基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

内容について、説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（田中忠敏君） 議案第26号別海町漁業集落排水事業償還基金条例を廃止する条例の制定について御説明いたします。

議案の39ページになります。

廃止する基金条例ですけれども、別海町漁業集落排水事業にかかる町債償還に要する経費、これに充当するために平成12年の3月に条例を制定し、漁業集落排水事業償還基金造成費補助金、これをもとに基金の造成を行ったものでございます。

平成22年度で基金の残高がなくなりましたので、今回、この基金条例を廃止しようとするものでございます。

それでは、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

別海町漁業集落排水事業償還基金条例を廃止する条例。

別海町漁業集落排水事業償還基金条例（平成12年別海町条例第40号）は廃止する。

附則といたしまして、この条例は、平成23年4月1日から施行するということでござ

います。

以上で、議案第 26 号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 26 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第 30 議案第 27 号から日程第 31 議案第 28 号まで

○議長（渡邊政吉君） 日程第 30 議案第 27 号別海町生活改善センター条例を廃止する条例の制定について、次に日程第 31 議案第 28 号町有財産の無償譲渡についての 2 件については関連がありますので、一括議題といたします。

内容について、順次、説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長（飯島孝二君） それでは、議案第 27 号別海町生活改善センター条例を廃止する条例の制定について、内容について御説明申し上げます。

本施設につきましては、長年にわたり地域の福祉の向上と健康増進等の場として親しまれてきたところでございます。

運営管理につきましては、平成 18 年度から指定管理者制度によりまして、別海漁業協同組合に指定管理を行ってきたところでもございます。

これは、本年 3 月 31 日をもって指定管理の期間が満了することになっております。

そういうことで、このたび、この施設の有効利用について、別海漁業協同組合との間で協議をしてきたところでございます。

その中で、無償譲渡を前提に施設の有効利用を図ってまいりたいという要望があったことから、本施設の処分をいたしたいというものでございます。

今後も、地域の中核施設として独自性のある施設利用が期待されることから、無償譲渡を前提とした条例の廃止をするものでございます。

それでは、議案書の朗読をもって御説明といたしたいと思います。

議案の 40 ページをお開き願いたいと思います。

別海町生活改善センター条例を廃止する条例。

別海町生活改善センター条例（昭和 48 年別海町条例第 53 号）は廃止する。

附則といたしまして、この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

以上であります。なお、施設の位置、内容等につきましては、議案資料の 9 ページから記載してございますので、後ほど御参照願いたいと思います。

次に、議案第 28 号町有財産の無償譲渡についての内容について説明申し上げます。

本件につきましては、別海町生活改善センターを長期にわたり適切に管理、運営が行われたことや、今後も引き続き地域住民の活動の場となる利用や、本施設を中心に独自性のある施設利用も可能であることから、無償譲渡の相手方として別海漁業協同組合といたしたいというものでございます。

したがって、自治法の定めにより、議会の議決を求めるものでございます。

議案の朗読をもって説明らかえさせていただきます。

議案の 41 ページをお開き願いたいと思います。

議案第 28 号町有財産の無償譲渡について。

次のとおり、町有財産を無償で譲渡したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

1、譲渡財産。

建物、所在、野付郡別海町本別海 1 番地の 95。

構造、鉄筋コンクリート造り平屋建て。

面積、300.5 平方メートル。

2、譲渡の相手方。

野付郡別海町本別海 1 番地の 95。

別海漁業協同組合、代表理事組合長福原正純。

3、譲渡の理由。

施設の効率的利用を図るため。

4、譲渡の時期。

平成 23 年 4 月 1 日。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 30 号、議案第 31 号の 2 件について、内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第 32 議案第 29 号

○議長（渡邊政吉君） 日程第 32 議案第 29 号町道の路線認定及び廃止についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

管理課長。

○管理課長（木村功男君） 議案第 29 号町道の路線認定及び廃止についての内容を説明いたします。

本案は、町道の 1 路線を一部通行不能区間があるため、一度廃止し、改めて町道に認定し直すもの。

特定防衛施設周辺整備事業の実施計画に伴い、新たに認定するものが 6 路線、並びに臨時町道整備事業の完了に伴い、新たに認定するものが 6 路線の、計 13 路線を認定するものです。

認定する 13 路線につきましては、道路法第 8 条第 2 項の規定により、廃止する 1 路線につきましては、同法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

町道の路線認定及び路線廃止にかかわる概要につきましては、議案資料で説明いたします。

議案資料 12 ページをお開きください。

既に認定している認定路線数は 647 路線で、総延長 1,198 キロ、679 メーター 81 センチです。

今回の認定分は、13 路線で 2 キロ 517 メーター 19 センチです。また、廃止する路

線は、1路線で1キロ131メートル61センチです。

これにより、認定町道は659路線、路線延長は1キロ385メートル58センチが増で、町道の総延長は1,200キロ65メートル39センチとなります。

なお、町道の路線認定及び路線廃止の位置図は、議案資料16ページから28ページに添付しております。説明については、省略させていただきます。

以上で、議案第29号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第29号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第33 議案第30号

○議長（渡邊政吉君） 日程第33 議案第30号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮部正好君） 議案第30号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを御説明いたします。

議案の47ページをお開き願います。

本件は、新規に加入する団体が生じ、別表第1を改正する必要性が生じたため、規約の一部変更について、地方自治法第286条第1項の規定による協議を求められたので、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案の朗読をもって議案説明とさせていただきます。

議案第30号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1に、広域紋別病院企業団を加える。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

なお、議案資料の29ページには、規約の変更部分の新旧対照表を添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第30号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第３４ 議案第３１号

○議長（渡邊政吉君） 日程第３４ 議案第３１号北海道市町村総合組合規約の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮部正好君） 議案第３１号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての内容について御説明いたします。

議案の４８ページをお開き願います。

本件は、新規に加入する団体が生じ、北海道市町村総合事務組合規約別表第１、第２条関係、組合を組織する地方公共団体及び広域連合団、及び別表第２第３条関係の共同処理する団体の変更について、規約の一部変更について地方自治法第２８６条第１項の規定による、協議を求められたので、同法第２９０条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

説明は、議案の朗読をもって説明とさせていただきますと思います。

議案第３１号北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第２８６条第１項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合規約（平成７年３月７日市町村第１９７２号指令）の一部を次のように変更する。

別表第１中、オホーツク総合振興局（２３）を、オホーツク総合振興局（２４）に改め、網走地区消防組合の次に、広域紋別病院企業団を加える。

別表第２第９項中、北見地区消防組合の次に、広域紋別企業団を加える。

なお、附則といたしまして、この規約は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

なお、議案資料の３０ページにこの規約の変更部分につきまして、新旧対照表を添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で、議案第３１号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第３１号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎散会宣告

○議長（渡邊政吉君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、明日は、午前１０時から一般質問を行います。

議員の皆様、管理職の皆様、お疲れさまでございました。

散会 午後 ４時１２分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員